

やまがた緑環境税の評価・検証について
(中間報告(素案))【抜粋版】

県民みんなで支える森づくり



やまがた緑環境税

令和3年3月
山形県

やまがた緑環境憲章

— 県民みんなで支える新たな森づくり —

森は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものです。これまで、私たちは、森や自然の恵みに感謝し、「草木塔」にみられるような自然との共生の文化を生み、多くの命と共存してきました。

森は、私たちの暮らしを災害から守るとともに、豊かな水を育み、母なる川「最上川」の流れとなり、海につながります。また、森には、地球の温暖化を防止する大切な役割もあります。

将来、私たちの暮らしが変わっても、森との関わりを保ち、森の働きを守り続けることが大切です。

私たちは、今、森からの恩恵を受けるのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていることや、木を活かす暮らしの大切さを改めて理解し、行動を起こす必要があります。

私たちは、やまがたの美しい豊かな森や自然を未来の子ども達に引き継ぐためにも、県民みんなで支える新たな森づくりを進めることを誓い、「やまがた緑環境憲章」を制定します。

私たちは、

- 1 暮らしや環境を守るため、豊かな森づくりを進めます。
- 2 森や木の文化を見つめ直し、暮らしの中に木を活かします。
- 3 一人ひとりの力を活かし、森づくりの輪を広げます。
- 4 森や自然の大切さを学び、森との絆を深めます。
- 5 みんなで森づくりを支え、かけがえのない森を未来に贈ります。

平成20年1月10日

山形県

やまがた緑県民会議



※ 山形県の頭文字「Y」の字を木々の幹や枝、人々が森を支える様子に見立て、波は新たな森づくりの潮流を、緑色は豊かな森林を、青色は豊かな水を、橙色は人の生活を象徴しています。

(やまがた緑環境憲章・県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク：平成20年2月8日山形県告示)

目 次

はじめに	P1
第1 やまがた緑環境税の現行制度の概要等	P2
第2 やまがた緑環境税を活用した取組みの成果と課題	P5
第3 近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化等	P24
第4 やまがた緑環境税についての県民アンケート結果	P27
第5 やまがた緑環境税評価・検証委員会における意見	P31
第6 やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について	P33
第7 令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方	P37
資料編		
資料1 やまがた緑環境税制度の評価・検証の経過	頁番号
資料2 山形県の森林・林業・木材産業の概要	頁番号
資料3 荒廃森林緊急整備事業のモニタリング調査	頁番号
資料4 やまがた緑環境税に関するアンケート結果	頁番号

はじめに

- ・本県の森林は、約67万haと県土面積の7割を占め、約15万haに及ぶ全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする美しい豊かな森や自然に恵まれています。
- ・これらの森林は、県土を縦貫する母なる川「最上川」に豊かな清水を注ぎこみ、山地災害などを防止する県土の保全や二酸化炭素を吸収する地球温暖化の防止、さらには私たちの暮らしに欠かせない木材の供給など、県民に多くの恵みをもたらす先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものでもあります。
- ・私たちの先人は、こうした多くの恵をもたらす森林を造成するため、山に木を植え、適切な保育を実施するなど、たゆまぬ努力によって森林を守り育ててきました。
- ・しかしながら、長期に渡る木材価格の低迷により、森林所有者の経営意欲が低下し、適切な森林施業が行われなくなり、荒廃のおそれのある森林が増加しています。
- ・荒廃森林の増加は、集中豪雨の頻発による土砂災害の発生や河川の氾濫、クマやニホンザルなど野生動物の人里への出没など、私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしています。
- ・このような森林の危機的状況を放置すれば、先人が営々と築き上げてきた森林の公益的機能の発揮に大きな支障を及ぼすなど、未来の世代に対して取り返しのつかない事態が生じることとなります。
- ・こうしたことから、県では、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年4月から「やまがた緑環境税」を導入し、様々な森林施策等に取り組んできました。
- ・やまがた緑環境税条例では、附則第7項により「やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例の施行後、5年を目途としてこの条例の施行状況、社会経済情勢の変化などを勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定しております。
- ・現在取り組んでいる「やまがた緑環境税」を活用した事業は、平成28年度に見直しを行い平成29年度から2期目が始まり令和3年度に最終年度となる5年目を迎えることから、これまでの事業の成果等について、県民や関係団体へ意識調査を実施するなど意見を伺ってきました。また、幅広い県民から構成される「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において事業の評価・検証を行うとともに、森林環境税と森林環境譲与税の創設など新たな社会情勢の変化を踏まえたうえで、令和4年度以降のやまがた緑環境税のあり方を検討してきました。
- ・このたび、県ではこのような検討結果に基づき、引き続き森林の有する公益的機能の維持増進と持続的な発揮に向けた施策が必要とし、令和4年度以降も「やまがた緑環境税」制度を継続することとし、その取り組み方向を取りまとめました。
- ・森づくりには、長い年月と多くの人手、そして何よりも県民の皆さまの参加と協力が必要になります。県民の皆さまには本県の森林が置かれている現状を改めて注目いただき、「やまがた緑環境税」について県民の皆さま一人ひとりの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和3年〇月 山形県

第1 やまがた緑環境税の現行制度の概要等

1 やまがた緑環境税の税収等

(1) やまがた緑環境税のしくみ

森林からもたらされる様々な恩恵は県民全てに及ぶものであり、広く県民に均しく負担していただくという考えに基づき、やまがた緑環境税は、県民税均等割の超過課税方式を採用しています。なお、納税義務者及び税率は以下のとおりです。

① 納税義務者

- ・ 個人 県内に住所等を有する個人（ただし、住民税が課税されている者に限る。）
- ・ 法人 県内に事業所等を有する法人

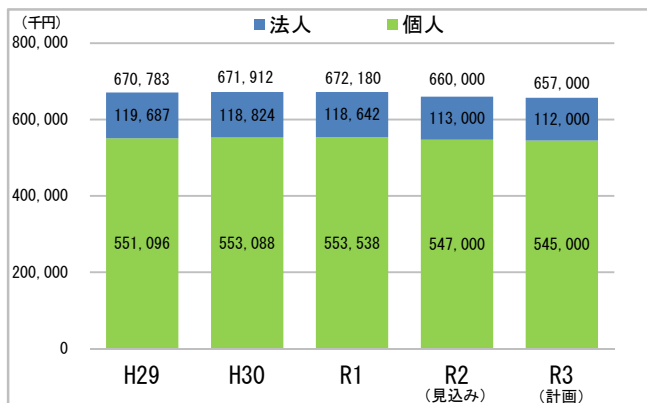
② 税率

- ・ 個人 1,000円（年額）
- ・ 法人 資本金に応じ均等割の税率に100分の10を乗じて得た額（年額）

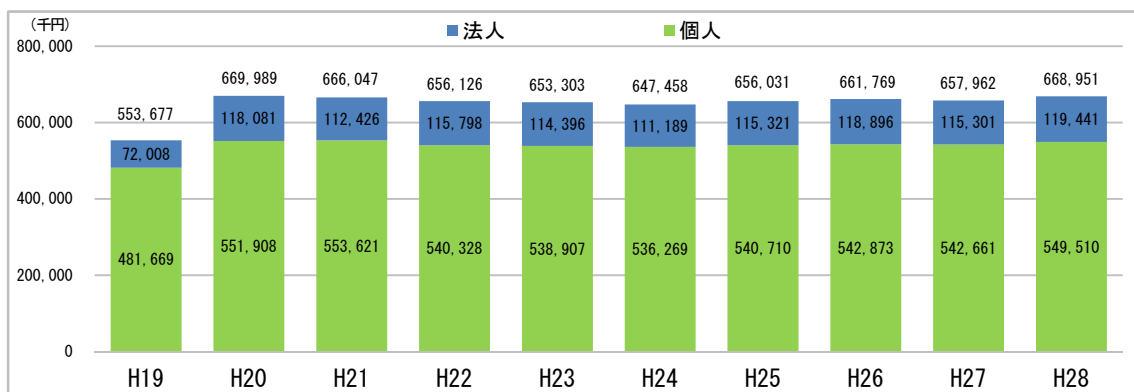
法人の区分		税額
資本金等	1千万円以下	2,000円
	1千万円超 1億円以下	5,000円
	1億円超 10億円以下	13,000円
	10億円超 50億円以下	54,000円
	50億円超	80,000円

(2) やまがた緑環境税の税収状況

やまがた緑環境税の収入額は、毎年度、概ね6億7千万円前後で推移しており、前回検討（平成28年度）後のやまがた緑環境税の税収は約33億円と見込まれ、前回検討の平成24年度から平成28年度の税収約33億円とほぼ同額となっています。



やまがた緑環境税収入額の推移 (H29～R3)



やまがた緑環境税収入額の推移 (H19～H28)

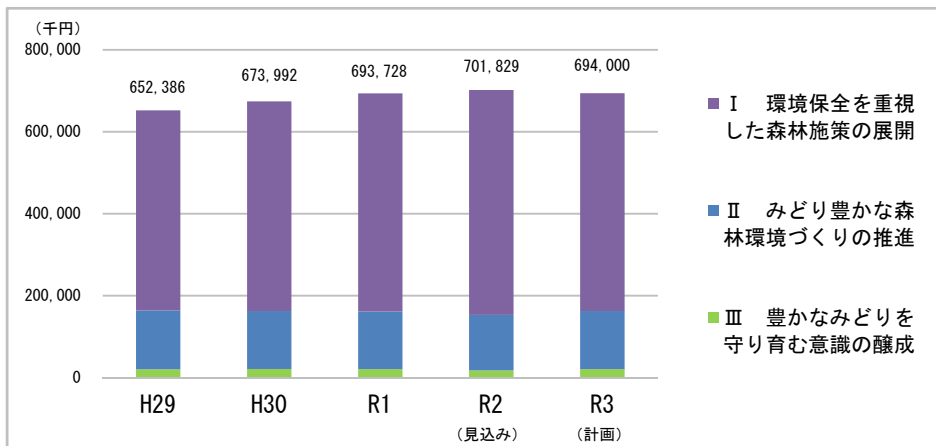
(3) 透明性の確保

普通税のメリットを活かしつつ、目的税の効果を持たせるため、「やまがた緑環境税基金」を設置し、やまがた緑環境税の税収をすべて基金に積み立て、これを取り崩し使途に充てることによって、使途を限定し透明性を確保しています。

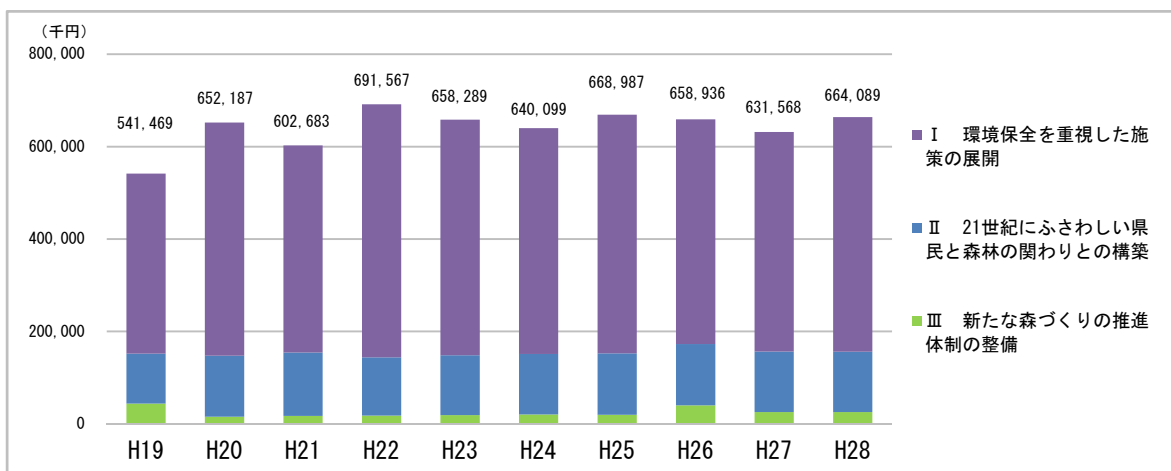
2 やまがた緑環境税を活用した事業費の推移

平成19年4月1日から施行した「やまがた緑環境税」を活用した事業展開について、前回（平成28年度）の制度全般の見直しを踏まえ、県では、①「環境保全を重視した森林施策の展開」、②「みどり豊かな森林環境づくりの推進」、③「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」の3つの施策の柱立てにより、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に対応した事業に取り組んできました。

年間の事業費は約6億8千万円前後、3つの施策の年間事業費に占める事業費の割合は、①「環境保全を重視した森林施策の展開」が約76%、②「みどり豊かな森林環境づくりの推進」が約21%、③「豊かなみどりを守り育む意識の醸成」が約3%（税ベース）となっています。



やまがた緑環境税を活用した事業費の推移 (H29~R2)



やまがた緑環境税を活用した事業費の推移 (H19~H28)

3つの施策内の事業項目と項目ごとの事業費の推移は、以下のとおりです。

Iの環境保全を重視した森林施策の展開は年間4億8千万円前後、IIのみどり豊かな森林環境づくりの推進は年間1億4千万円前後、IIIの豊かなみどりを守り育む意識の醸成は2千万円前後となっています。

やまがた緑環境税を活用した事業費の推移（税ベース）（H29～R3）（単位:千円）

区 分	H29	H30	R1	R2(見込み)	R3(計画)
I 環境保全を重視した森林施策の展開	488,339	511,607	532,197	548,465	531,552
①環境保全を重視した森林整備の推進	453,201	470,254	497,612	508,860	491,084
②森林資源の循環利用の促進	35,138	41,353	34,585	39,605	40,468
II みどり豊かな森林環境づくりの推進	143,799	141,040	140,750	135,823	141,609
①県民参加の森づくりの推進	131,248	128,521	131,173	125,836	131,499
②自然環境保全対策の推進	12,551	12,519	9,577	9,987	10,110
III 豊かなみどりを守り育む意識の醸成	20,248	21,345	20,781	17,541	20,839
③森林・自然環境学習等の推進	1,795	3,869	2,815	3,244	3,317
②みどりを育む意識の醸成	17,611	17,315	17,105	12,905	15,975
①やまがた緑環境税の評価・検証等	842	161	861	1,392	1,547
計	652,386	673,992	693,728	701,829	694,000

やまがた緑環境税を活用した事業費の推移（税ベース）（H19～H28）（単位:千円）

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
I 環境保全を重視した施策の展開	389,686	504,963	448,550	547,651	509,991	488,873	516,303	486,423	475,026	508,121
①環境保全を重視した森林整備の推進	371,519	475,855	428,722	501,855	460,111	443,076	455,151	437,600	428,396	474,919
②環境保全に配慮した森林資源循環利用の促進	18,167	29,108	19,828	45,796	49,880	45,797	61,152	48,823	46,630	33,202
II 21世紀にふさわしい県民と森林の関わりとの構築	107,933	131,840	136,920	126,258	129,370	131,090	133,226	132,679	131,191	130,614
①県民参加の森づくりの推進	95,997	113,925	116,986	112,151	115,370	118,268	118,942	118,488	118,984	118,621
②自然環境保全対策の推進	6,561	13,344	13,853	8,509	7,583	8,174	10,074	9,946	8,997	8,743
③自然環境学習や森に親しむ環境づくりの推進	5,375	4,571	6,081	5,598	6,417	4,648	4,210	4,245	3,210	3,250
III 新たな森づくりの推進体制の整備	43,850	15,384	17,213	17,658	18,928	20,136	19,458	39,834	25,351	25,354
①推進体制の整備	5,789	6,252	9,779	9,960	10,260	12,472	12,197	12,844	17,025	14,270
②普及啓発の強化	38,061	9,132	7,434	7,698	8,668	7,664	7,261	26,990	8,326	11,084
計	541,469	652,187	602,683	691,567	658,289	640,099	668,987	658,936	631,568	664,089

第2 やまがた緑環境税を活用した取組みの成果と課題

1 環境保全を重視した森林施策の展開

【H29～R2見込み 事業費2,483,004千円】

(1) 環境保全を重視した森林整備の推進

公的整備による環境保全機能の高い森林への誘導（荒廃森林緊急整備事業）

【H29～R2見込み 事業費2,332,323千円】

本県の森林面積は約67万haで県土面積の72%を占めており、国有林が約36万ha、民有林が約31万haとなっています。民有林のうち、約12万haがスギを主体とした人工林、約19万haはナラなどの天然林となっています。

このうち、前回検討時点（平成28年度）において、林業採算性の悪化、森林所有者の高齢化・不在村化等により、適正に管理されず手入れが不十分で、荒廃のおそれがある人工林が3万ha、長期間利用されず、森林病虫害獣被害や気象災害などにより活力が低下している里山林が9万haの合計12万haが未整備のまま残されていると推計しました。

これらのうち、県民生活に影響が大きい保全上重要な森林について、公益的機能の維持増進を図るため、平成29年度から令和8年度までの10年間で11,600haを目標に、間伐や被害木の伐採などを行っているところです。

具体的には、荒廃のおそれのある人工林では、森林を適正に維持管理するための間伐や森林作業道の整備（針葉樹林維持型）のほか、広葉樹が入り混じった森林へ誘導するための強度の間伐（針広混交林型）を行いました。

また、活力が低下している里山林では、森林病虫害獣等の被害を受けた枯損木の伐採や、ヤブ状に樹木が繁茂するなど著しく景観が悪化した森林等の整備を行いました。

【取組実績】

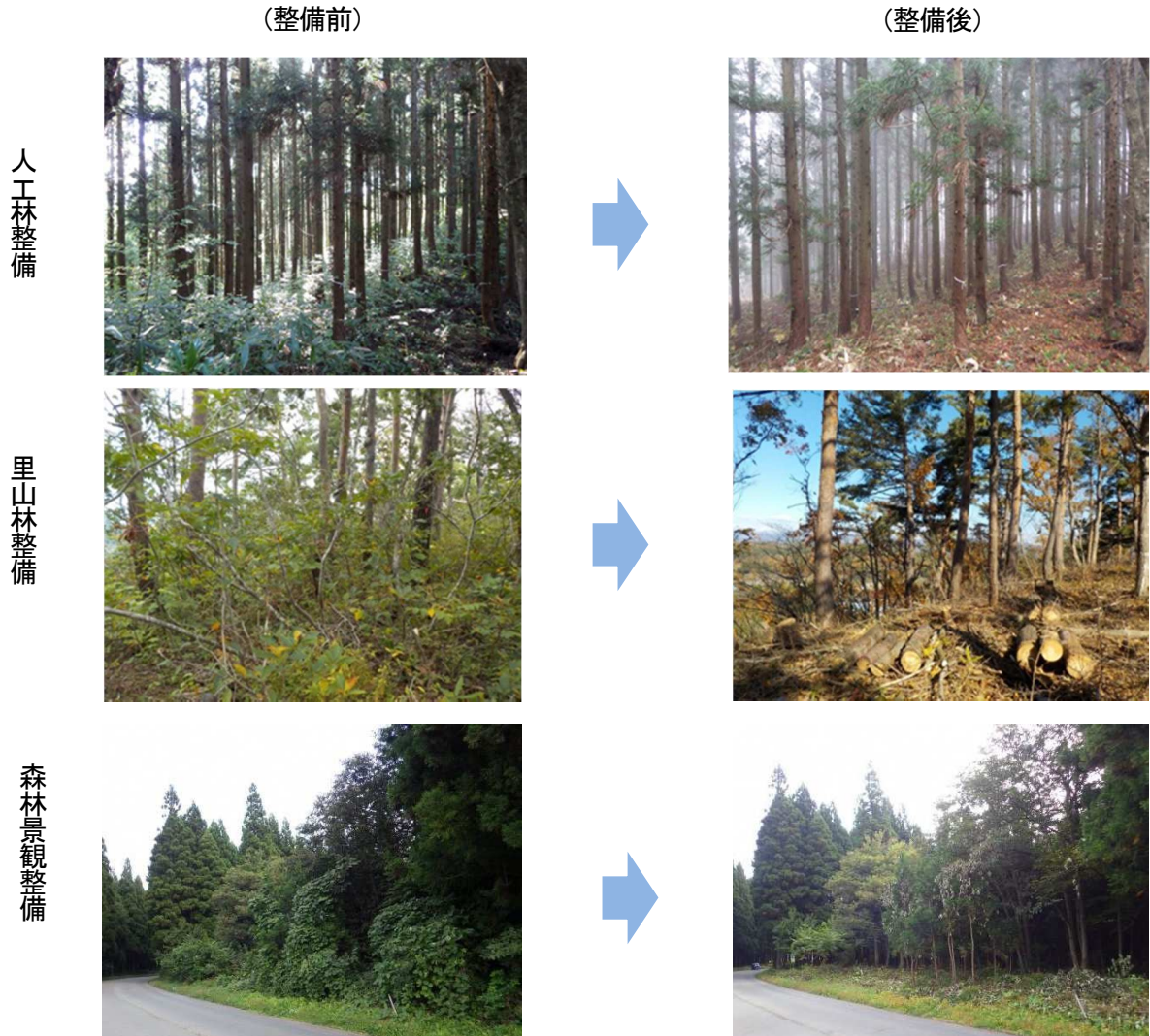
区分	内容	H29	H30	R1	R2	計
人工林整備 (ha)	針葉樹林維持型 ・スギ人工林等を適正に維持管理するため、 不良木等の間伐や森林作業道の整備を実施	(54%) 593	(54%) 617	(58%) 644	(50%) 548	(54%) 2,402
	針広混交林型 ・広葉樹が入り混じった森林に誘導するため 強度の間伐を実施					
里山林整備 (ha)	里山林整備 ・病虫害獣等で活力の低下した里山林を再生 させるため、枯損木の伐採などを実施	(43%) 463	(39%) 441	(37%) 411	(45%) 507	(41%) 1,822
	森林景観整備、人と動物との共存林整備 ・ヤブ状に樹木が繁茂するなど著しく景観が 悪化した森林や、人と野生動物との生活圏 の境界が曖昧になっている森林を改善する ため、除伐や間伐、枝落しなどを実施	(3%) 34	(7%) 77	(5%) 52	(5%) 50	(5%) 213
計(ha)		1,090	1,135	1,107	1,105	4,437
達成率(%)		94	98	95	95	96

※各年度の上段（ ）書きは、全体面積に対する割合

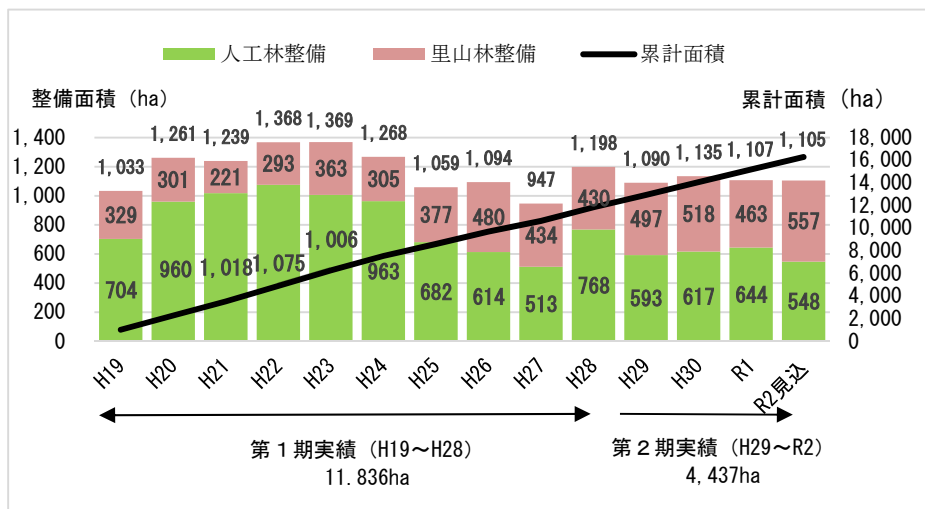
令和2年度は実績見込み

※達成率は年間の整備目標1,160haに対する比率

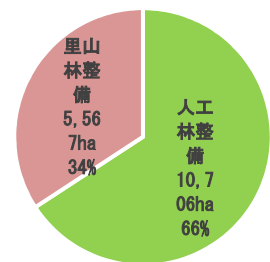
平成29年度から令和2年度までの整備実績（見込み）は4,437haで、10年間の計画11,600haに対する進捗率は38%となっています。



○ 年度別実績 (平成19年度～令和2年度見込み)



整備区分別内訳 (H19～R2)



整備面積計 16,273ha

〔事業の成果〕

第1期（平成19年度～平成28年度）は、11,600haの目標に対して11,836haの整備を行いました。また、平成19年度から令和2年度までの14年間では、16,240ha（1,160ha×14年間）の目標に対して16,273haの整備を行いました。（達成率100.2%）

荒廃のおそれのある森林の整備後の効果を検証するため、森林のモニタリング調査を継続して、行っています。モニタリング調査結果から、整備後の植被率、形状比・収量比の推移、高木性広葉樹の侵入状況などの推移を確認し、検証しました。また、森林の公益的機能の数値的な評価を試算しました。

① 荒廃森林の整備後のモニタリング調査による検証結果

〈モニタリング調査の内容〉

平成19年度から継続して調査を行い、整備後の経年変化や対照区（未整備森林）との植生調査結果を比較し、『森林環境緊急保全対策事業』における森林整備指針及び評価指標に記載されているそれぞれ（針広混交林整備・長期育成林整備・里山林整備）の目標林型（目標とする森林の姿）に向かっているか検証を行いました。

なお、森林の更新の検証には、長期にわたる観測が必要であり、今回の調査は現段階における森林整備の方向性となります。

〈モニタリング調査の結果〉

多くの調査地では、下記のとおり、それぞれの目標林型に向かって推移しています。

a 針広混交林型（第1期：針広混交林整備）

針広混交林整備では、単木的または小面積単位に針葉樹と広葉樹がモザイク状態で混交して生育する森林を目標林型としています。

調査結果は、調査地ごとに評価する必要がありますが、低木層の植被率、草本層の種類数が増加した林分が多く確認され、針広混交林化が期待できます。

b 針葉樹林維持型（第1期：長期育成林整備）

長期育成林整備では、冠雪による幹折れ被害などに対して耐性をもつ形状比^{※1}を有するとともに、林床には下層植生（低木や草本）が生育している森林を目標林型としています。

調査結果は、調査地ごとに評価する必要がありますが、多くの調査地で形状比が適正な範囲で推移しています。また、林床については、下層植生で適度に覆われています。一方で、収量比^{※2}が高くなった調査地が増えてきており、再度の間伐を検討する時期にきているものと考えられます。

※1 形状比：樹高を地上から約1.2mの高さの幹の直径で割った値、80を超えると冠雪害などに対して弱くなります。

※2 収量比：人工林の密度管理の指標、0.7が中庸とされています。

c 里山林整備

里山林整備では、様々な高さの樹木が入り混じり、上層は高木が優占している林分で、かつ更新に必要な高木性広葉樹が中層もしくは下層に存在する森林を目標林型としています。

調査結果は、調査地ごとに評価する必要がありますが、下層に高木性広葉樹の成長が確認されるなど、植生の回復が見られます。

② 整備した森林の公益的機能の数量的評価による検証結果

森林整備による効果を可視化するため、森林の持つ公益的機能のうち数値化が可能な項目の数量的評価を実施しました。

<数量的評価の結果（平成27年度～令和元年度実績）>

a 経済的評価

単位：百万円

機能区分	評価額	算出の考え方
水源かん養機能	1,261	森林整備による降雨流出量減少量や土壌内浸透降雨増加量などを治山ダムや浄化施設で機能代替させた場合のコスト
山地保全機能	490	森林整備による土砂流出減少量などについて、砂防ダムなどで機能代替させた場合のコスト
地球環境保全機能 (うち二酸化炭素吸収機能)	325	森林整備による樹木成長量の増加に伴う炭素ストック量の増加分を二酸化炭素排出権取引価格で購入した場合のコスト
計	2,076	

※ この評価は、荒廃森林緊急整備事業のうち人工林整備（針葉樹林維持型、針広混交林型）を行った区域（3,573ha、新たな荒廃森林含む）について、毎年度どれくらい公益的機能を発揮したかを概算で算出し、平成27年度から令和元年度までの5年分を合計したものです。

平成27年度から令和元年度までの期間における森林整備（針広混交林型・針葉樹林維持型）の効果は、水源かん養機能が約13億円、山地保全機能が約5億円、地球環境保全機能（二酸化炭素吸収機能）が約3億円、合計約21億円と試算されました。

b 量的評価

機能区分	機能の種類	評価値	算出の考え方
水源かん養機能	洪水防止機能 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	70	森林整備により減少した最大流出量
山地保全機能	土砂流出防止機能 (千m^3)	136	森林整備により減少した土砂流出量
地球環境保全機能	二酸化炭素吸収機能 (千ton-CO_2)	68	森林整備による樹木成長量の増加に伴う炭素ストック量の増加分

平成27年度から令和元年度までの森林整備により、水源かん養機能については毎秒約70 m^3 （年間220千万 m^3 、寒河江ダム総貯水容量の20倍）の洪水防止量が増加、山地保全機能については5年間で約136千 m^3 の土砂流出量が減少、地球環境保全機能については、5年間で68千 ton-CO_2 の二酸化炭素を吸収していると試算されました。

※ 寒河江ダム総貯水容量は約11千万 m^3

「環境保全を重視した森林整備の推進」における課題

- 第1期（平成19年度～28年度）に引き続き、平成29年度以降においても、荒廃のおそれのある森林12万haのうち県民生活に影響が大きい保全上重要な森林を優先的に整備してきましたが、平成29年度以降、新たに整備が必要となった荒廃のおそれのある森林（人工林400ha、里山林189ha）もあり、荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林が依然として多く存在していることから、これらの森林の早期解消が課題となっています。
- 市町村が主体となって実施する「森林経営管理制度」に基づく森林環境譲与税を活用した森林整備と、県が主体となって実施するやまがた緑環境税を活用した森林整備の進め方について整理する必要があります。

（2）環境保全に配慮した資源循環利用の促進

① 再造林による公益的機能の持続的な発揮（森林資源再生事業）

【H29～R2見込み 事業費 34,417千円】

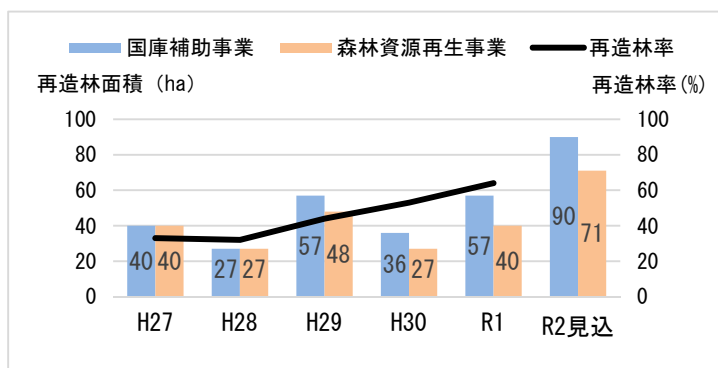
人工林の伐採跡地において、再造林による森林への早期回復を促進し、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、再造林経費に対して支援を行いました。（国庫補助事業への上乗せ支援）

【取組実績】

区 分	H29	H30	R1	R2 見込	計
事業実績 (ha)	48	27	40	71	186

平成29年度から令和2年度までの4カ年で186haの再造林に対して支援を行いました。

○ 国庫補助事業による再造林面積と再造林率の推移



再造林施行地

【事業の成果】

国庫補助事業を活用した計画的な再造林面積が増加傾向を示しており、再造林率も着実に上昇しています。

② 間伐材などの利用の促進（森林資源循環利用促進事業）

【H29～R2見込み 事業費 111,802千円】

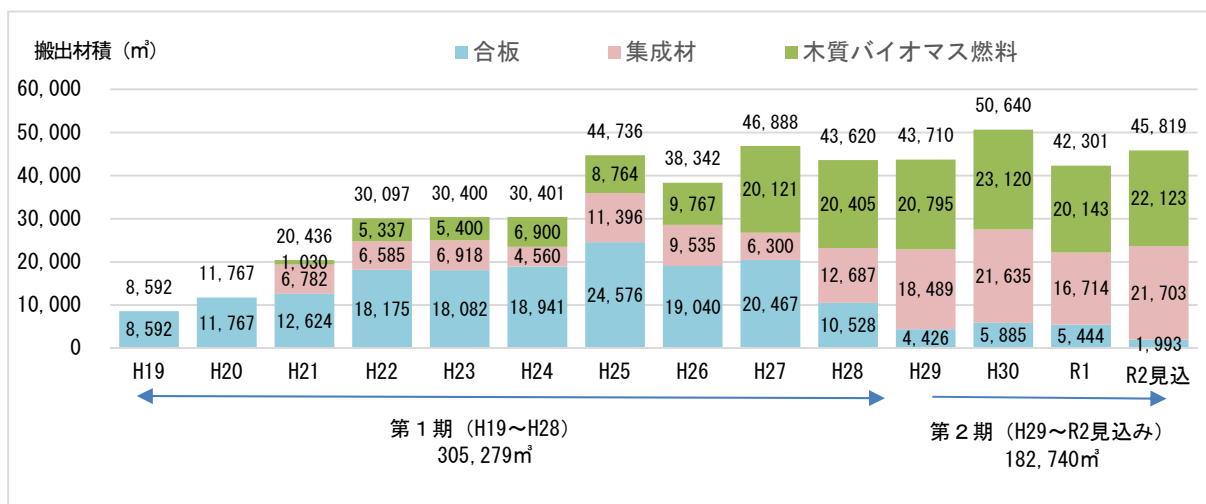
森林資源の循環利用を促進するため、搬出間伐等で発生する低質材などを集成材用ラミナや木質バイオマス燃料等に利用するための搬出に対して支援を行いました。

【取組実績】

区 分		H29	H30	R1	R2 見込	計
搬出材積(m ³)		43,710	50,640	42,301	45,819	182,470
内 訳	合 板	4,426	5,885	5,444	1,993	17,748
	集成材等	18,489	21,635	16,714	21,703	78,541
	バイオマス燃料	20,795	23,120	20,143	22,123	86,181
県内工場比率(%)		90	87	88	96	90

平成29年度から令和2年度までの4ヵ年で低質材182,470 m³の搬出に対して支援を行いました。用途別内訳は、木質バイオマス燃料が47%、集成材が43%、合板が10%となっており、県内の木質バイオマス発電施設や集成材工場への搬出割合が9割を占めています。

○ 年度別実績（平成19年度～令和2年度見込み）



第1期（平成19年度～平成28年度）の搬出支援実績は305,279 m³で、用途別内訳は、合板が最も多く、次いで木質バイオマス燃料、集成材、パルプ用チップとなっており、県外工場への搬出が中心でした。



間伐材搬出状況

【事業の成果】

県内の大型集成材工場や木質バイオマス発電施設などでの木材需要の増加に伴い、これまで利用されずに林内に放置されていた間伐材や林地残材の利用が進みました。

③ ナラ枯れ被害林の伐採搬出利用の促進（広葉樹林健全化促進事業）

【H29～R2見込み 事業費 4,462千円】

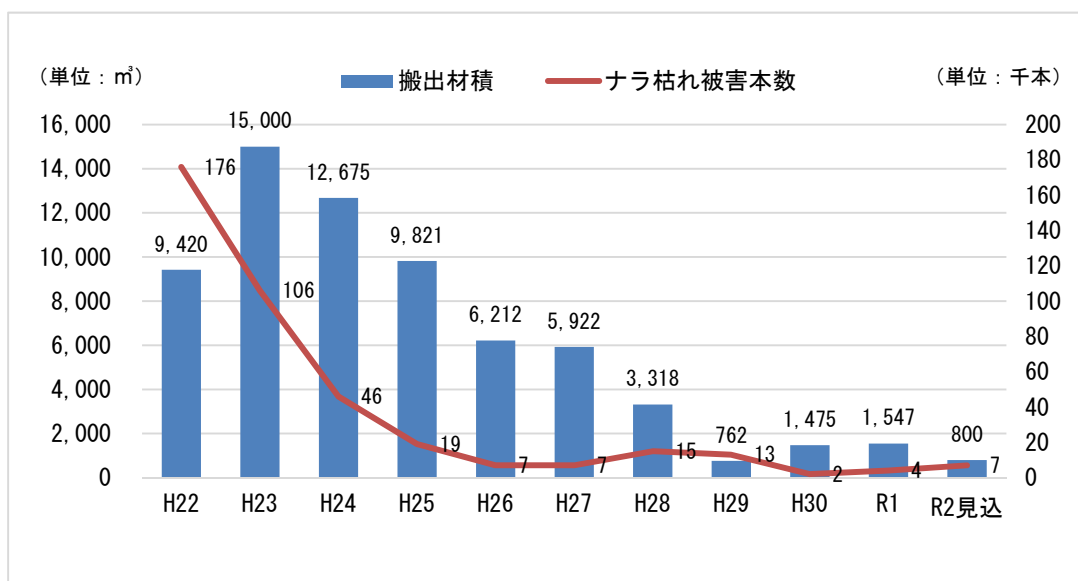
ナラ枯れ被害の拡大のおそれのあるナラ林を皆伐し、チップ等に活用しながら害虫を駆除するとともに、萌芽更新による若返りを図るため、ナラ林の伐採、材の搬出及び作業道の設置に対して支援を行いました。

【取組実績】

区 分	H29	H30	R1	R2 見込	計
搬出材積(m ³)	762	1,475	1,547	800	4,584

平成29年度から令和2年度までの4カ年で4,584m³のナラ材をチップ等に有効利用しながら害虫駆除とナラ林の若返りを促進しました。

○ 年度別実績（平成19年度～令和2年度見込み）



【事業の成果】

第1期から継続して、ナラ枯れ被害林の伐採搬出利用を行ってきた効果もあり、平成26年度以降、ナラ枯れ被害本数は低い水準で推移しています。

「環境保全に配慮した資源循環利用の促進」における課題

- 主伐後の再造林は、森林の有する公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用に不可欠ですが、森林所有者の経費負担が依然として大きいことから、再造林に対する意欲低下の要因となっています。
- バイオマス発電施設の増加や大型集成材工場の稼働など、県内の木材需要量が増加していますが、採算が合わず搬出利用されていない間伐材や林地残材が存在しており、これらを森林資源として有効活用することが課題となっています。
- ナラ枯れ被害は減少していますが、地域によっては未だ被害発生が見られるところがあるため、ナラ枯れ被害の再拡大を防ぐ必要があります。

2 みどり豊かな森林環境づくりの推進

【H29～R2見込み 事業費 460,439千円】

やまがたの豊かな緑を県民共有の財産として健全な状態で未来へ引き継ぐためには、県民一人ひとりが森林や自然環境を自らに直接関わる問題として捉え、積極的に森づくり活動等に参加することが必要です。

このため、森林や自然環境に対する理解を深め、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図るため、より多くの県民から森林との関りを深めてもらう機会を創出するとともに、地域住民やNPO、市町村、企業などが主体的に取り組む森づくり活動への支援を行いました。

また、野生動植物の生息・生育調査や生息環境の保全、野生動物の管理対策などにより自然環境保全対策にも取り組んできました。

(1) 県民参加の森づくりの推進

【H29～R2見込み 事業費 467,070千円】

地域住民や市町村等の多様な主体が行う計画的かつ広がりのある森づくり活動や、地域と連携して行う森づくり活動などに支援を行いました。

①みどり豊かな森林環境づくりの推進事業

ア 地域提案事業

森林の公益的機能の維持増進及び持続的発揮に繋がる①豊かな森づくり活動、②自然環境保全活動 ③森や自然とのふれあい活動、④木に親しむ環境づくりの4分野を対象事業項目とし、多種多様な主体の参画による広がりのある活動に支援を行いました。

○ 県民提案型 交付上限額：50万円

地域住民やNPO等が直接実施する活動へ支援しました。

〔取組実績例〕

- ・地域住民による森づくり活動
- ・希少野生生物の保護
- ・地域住民を対象とした森林整備体験会
- ・地域産木材を活用した木工ワークショップ

○ 地域提案事業（市町村提案型） 交付上限額：500万円

市町村が地域のニーズや要請に対応して実施する事業へ支援しました。

〔取組実績例〕

- ・地域住民との森づくり活動
- ・地域住民と連携した緩衝林帯の整備
- ・地元小学生を対象とした森林環境学習



地域住民との森づくり活動



地域住民と連携した緩衝林帯の整備



森林環境学習

イ 市町村里山再生アクションプラン事業

市町村が、里山地域の活性化を図るために作成する、地域の課題や特性を踏まえた、地域住民との協働による①豊かな森づくり活動、②自然環境保全活動、③森や自然とのふれあい活動、④木に親しむ環境づくりの4分野を対象事業項目とし活動計画の実施に支援を行いました。

○ 交付上限額：基礎額のほか、森林面積、人口を勘案した額

〔取組実績例〕

- ・住民参加による里山の森づくり活動
- ・地域住民との希少生物の生息環境保全活動
- ・地域住民を対象とした林業の安全講習会
- ・地域住民を対象とした間伐材利用の学習会



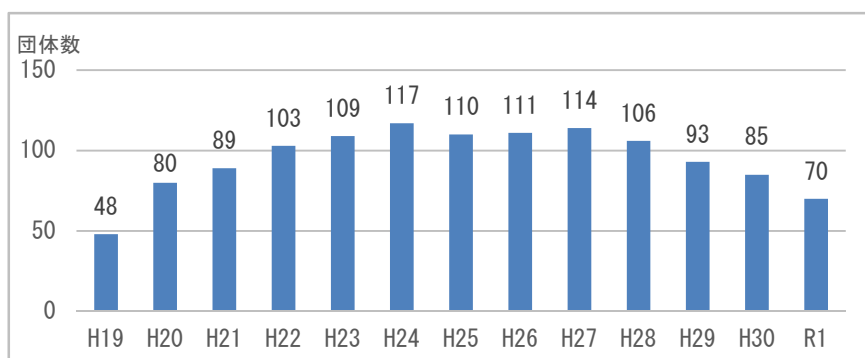
地域住民との森づくり活動



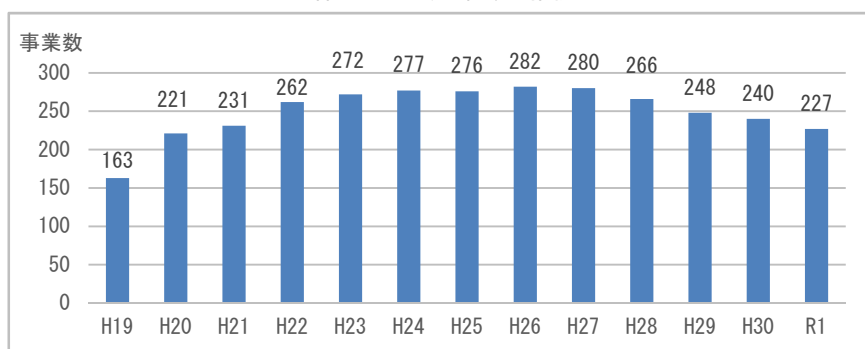
希少生物の生息環境保全活動



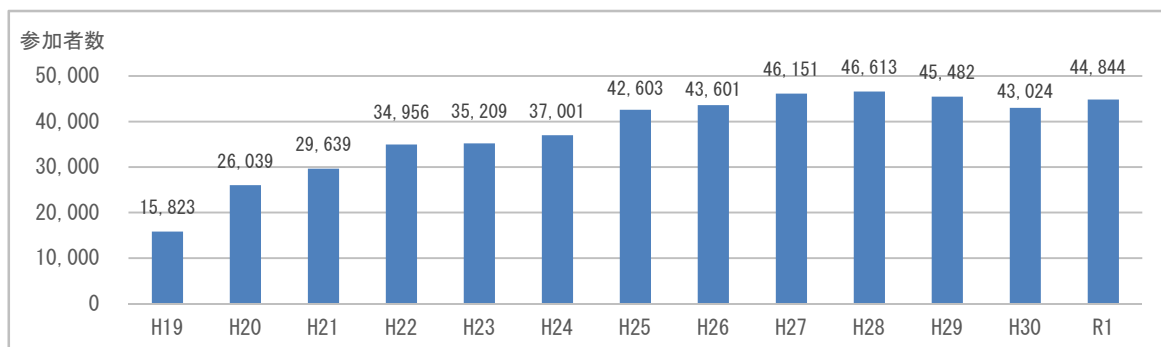
チェーンソーの安全講習会



森づくり活動団体数の推移



事業数の推移



みどり豊かな森林環境づくり推進事業 森づくり活動参加者数の推移

【事業の成果】

- ・ 森づくり活動団体数は、H29事業開始時は93団体、以降現在（R1）まで70～80団体前後で推移しています。
- ・ 事業数は、H29事業開始時は248事業、以降現在（R1）まで約230～240事業前後で推移しています。
- ・ 森づくり活動参加者数は、H29事業開始時には約45,482人、以降現在まで約43,000～45,000人前後で推移し、年間の森づくり活動参加者の約2分の1を占めるなど、県民参加の森づくりを推進する大きな役割を果たしています。
- ・ 市町村では、地域住民や地元企業などと連携し、地域課題を的確に把握した事業を立案するなど、独自性を伴う事業も展開されています。
- ・ 緩衝林帯の整備により、クマやサルなどの野生動物との共存に寄与しています。

② やまがた絆の森づくりの推進

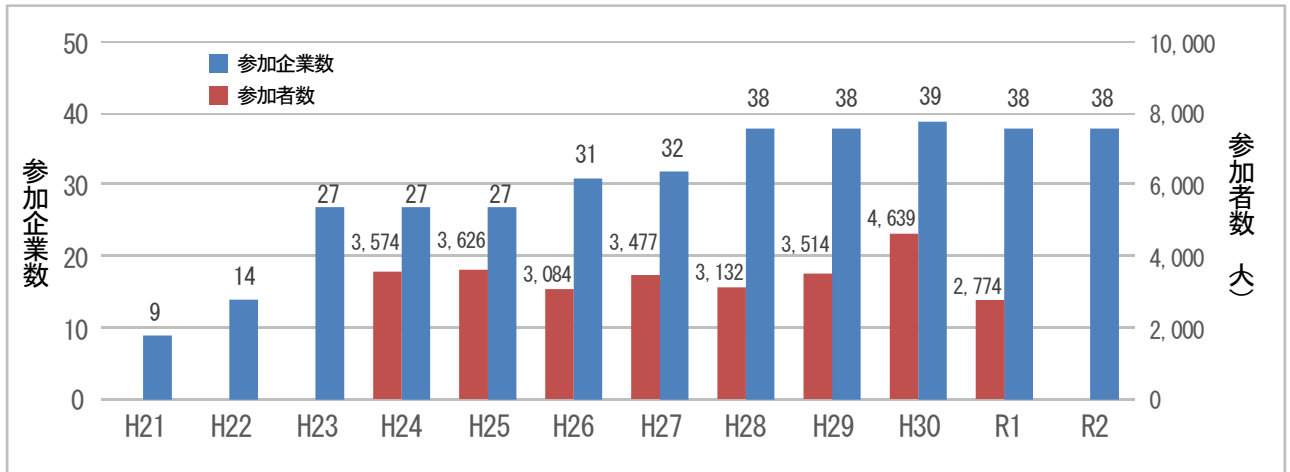
【H29～R2見込み 事業費 3,267千円】

森づくりを希望する企業と県、森林所有者による「やまがた絆の森協定」を締結し、連携した森づくり活動に取り組んできました。

また、森づくり活動の成果が実感できる仕組みにより、森づくり活動参加者の拡大と森林によるCO₂の吸収源対策を推進しました。

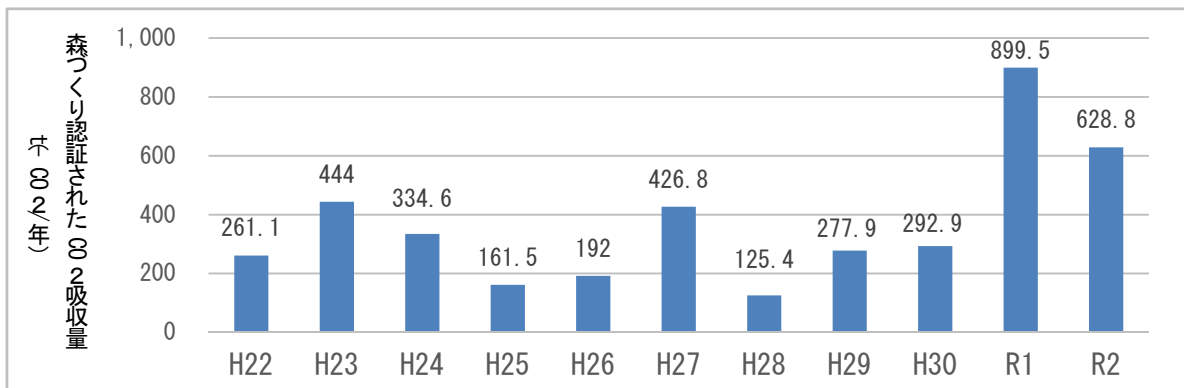
【取組実績】

○絆の森づくり 協定企業・団体数と、絆の森協定による森づくり活動への参加者数の推移



※ 参加者数については、24年度から絆の森づくり事業の枠で集計開始。

○山形県CO₂森林吸収量認証制度 認証されたCO₂森林吸収量の推移





絆の森協定締結式



CO₂森林吸収量
認証書



絆の森参加企業による森づくり活動



〔事業の成果〕

- ・ やまがた絆の森に取り組んだ企業数は、取組み開始時（H21）9企業だったものが前回検討時（H27）には32企業、現在（R2）では38企業まで増加しています。
- ・ 企業の森づくり活動への支援により、里山資源の活用や地域交流の拡大など地域の活性化が図られています。
- ・ 企業などが実施した森づくり活動による環境貢献の成果をCO₂森林吸収量として数値化し、取組み成果を「見える化」したことで、企業などの森づくり活動への意欲が高まり、活動の活性化が図られています。

③ 森づくりサポート体制の推進

【H29～R2見込み 事業費 53,166千円】

県民参加の森づくり活動を支援するため、森づくり活動への指導者派遣や森づくり情報の発信など、森づくり活動団体などを総合的にサポートしました。

〔取組実績〕

○ 森づくりサポート体制の整備（やまがた公益の森づくり支援センター）

- ・ 森づくりに関する情報収集、情報提供及び相談受付
- ・ 森づくり活動への支援
- ・ 森づくり活動や森林環境学習への支援
- ・ 森づくり発表会（森づくり活動報告会）の開催
- ・ やまがた絆の森（企業による森づくり活動）の支援及び活動の普及啓発

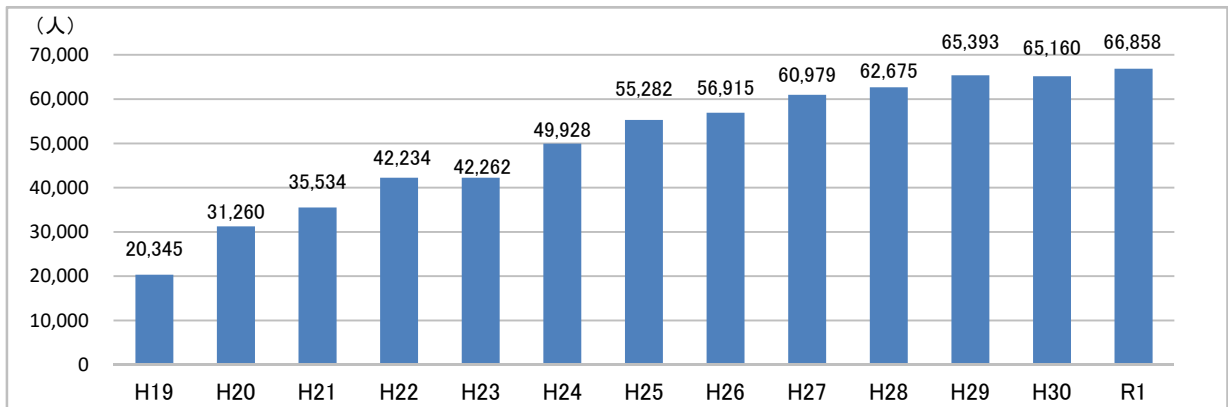
〔事業の成果〕

地域住民やNPO、各種団体などの森づくり活動の活性化に寄与しています。

「県民参加の森づくりの推進」における課題

- ・ 森づくり活動団体数が前回検討後、減少傾向となっており、森づくり活動団体数の拡大と森づくり活動の活性化に向けた対応が必要となっています。
- ・ 様々な地域課題に、地域が連携して取り組むことが必要となっています。
- ・ やまがた絆の森（企業による森づくり活動）への参加企業の増加に伴い、効率的な支援体制が必要となっています。
- ・ 森づくり活動のサポート体制を充実するため、地域での団体間のネットワーク化や多様なニーズに対応できる指導者の育成・確保が必要となっています。

森づくり活動などへの参加者数の推移



約4万5千人前後の県民が森づくり活動に参加するなど、県民参加の森づくりを推進する大きな原動力となっています。

(2) 自然環境保全対策の推進

森林・生物環境の異変を早期に察知して対策を講じるため、野生動植物の生息・生育状況などの自然環境の変化を継続的に監視するとともに、野生動物への対策を図りました。

① 生物多様性の保全に向けた取組みの推進

【H29～R2見込み 事業費 10,840千円】

山形県生物多様性戦略に基づき、生物多様性の保全に向けた取組みを推進しました。また、森林生態系をはじめとする自然環境について、野生動植物の生息・生育状況などの総合的なモニタリングの実施や、山形県レッドデータブック（動物編）の改訂を実施しました。

〔取組実績〕

○ 自然環境現況調査 (H19～)

山岳地帯や森林内の湿地、湖沼、風穴などの様々な環境で、野生動植物の生息・生育状況調査を行いました。

（調査箇所数）

H29	H30	R1	R2
6箇所	6箇所	5箇所	5箇所

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
14箇所	7箇所	13箇所	12箇所	6箇所	6箇所	5箇所	3箇所	5箇所	5箇所

○ 希少野生生物分布調査 (H21～)

絶滅危惧種などの希少野生生物について、県内各地で生息・生育状況調査などを行いました。

- ・ 山形県レッドデータブック（動物編）の改訂(H30)

○ ブナ・ナラ豊凶調査 (H19～)

動物の生息動向に影響を与える堅果類(ブナ、ナラ類)の豊凶を定点観測しました。

- ・ ブナ16箇所、ミズナラ9箇所、コナラ11箇所



自然生態系保全
モニタリング調査報告書



県レッドデータブック
(動物編) 改訂版



ブナ・ナラ豊凶調査

〔事業の成果〕

- ・ 自然環境現況調査により、山岳地帯や森林内などの野生動植物の現況や変化を把握するとともに、県民に向けて発信しました。
- ・ 県レッドデータブック（動物編）の改訂を行い、141種の絶滅危惧種を確認するとともに、本県の野生植物の現状を県民に向けて発信しました。
- ・ 秋のクマ出没と一定の関連性があるブナの豊凶などについて、県ホームページなどで広く公表することで、クマの出没に関する地域住民の不安解消に寄与しています。

② 森林に生息する野生動物管理対策などの推進

【H29～R2見込み 事業費 28,540千円】

野生動物の生息動向調査を継続して実施し、森林に生息する野生動物の管理などに向けた施策の実施・検証を行いました。

〔取組実績〕

○ 大型野生動物生息動向調査（H19～）

ニホンザルやツキノワグマなどの大型野生動物が里山の森林を利用する状況の変化を調査しました。

〈調査箇所数〉

H29	H30	R1
7箇所	7箇所	7箇所

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	10箇所	10箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

○ ツキノワグマ生息状況調査（H22～）

目視によりツキノワグマの生息数を推定するための調査を行いました。

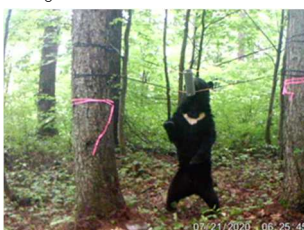
〈調査山系数〉

H29	H30	R1
8山系	8山系	8山系

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
5山系	4山系	7山系	7山系	8山系	8山系	8山系

○ 狩猟免許取得者育成（H29～）

狩猟免許試験準備講習会受講者1,061人のうち、約9割の980人が狩猟免許を取得しました。



カメラトラップによる
生息状況調査



狩猟免許試験
準備講習会

〔事業の成果〕

- ・ 森林に生息する大型野生動物の生息状況の変化や生息数を把握することにより、森林生態系のかく乱の監視や人との棲み分け対策に寄与しています。
- ・ 約40年ぶりに、野生動物対策の担い手である猟友会会員数の減少に歯止めがかかりました。

③ 大型野生鳥獣等野生復帰の推進

【H29～R2見込み 事業費 5,254千円】

森林に生息する多様な野生動物の保護に資するため、傷病などで救護又は捕獲された動物の野生復帰のための総合的な治療訓練、生息地への移送などを行いました。

〔取組実績〕

傷病などで救護又は捕獲された野生動物の野生復帰のための総合的な治療、訓練、生息地への移送などを実施しました。

〈対応件数〉

H29	H30	R1
47件	39件	33件

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
8件	9件	15件	6件	9件	19件	25件	28件	35件



イノシシ捕獲用のくくりわなに
錯誤捕獲されたカモシカの放獣



飯豊町で救護され、治療後、
放獣されたツキノワグマ

〔事業の成果〕

傷病などで保護された野生動物が野生復帰しています。

「自然環境保全対策の推進」における課題

- ・ 絶滅危惧種が増加していることから、自然環境現況調査などを強化し、野生生物の生息・生育環境の保全を図っていく必要があります。
- ・ ニホンジカなどの大型野生動物の生息域拡大や個体数の増加により、森林被害や人身被害が懸念されており、生息状況調査などの実施を含めた管理体制の強化が必要となっています。
- ・ 野生動物対策の担い手である狩猟免許取得者の人数を確保していくことが必要となっています。

3 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

(1) 森林・自然環境学習等の推進

【H29～R2見込み 事業費 11,723千円】

学校教育における森林環境学習を支援するため、教育機関との連携を図りながら小学5年生向け副教材の提供や、県民の関心が高い「木育」を「やまがた木育推進方針」に基づき推進する事業を展開しました。

① 「やまがた木育」の推進

【H29～R2見込み 事業費 11,723千円】

小学校高学年を中心に、森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す「やまがた木育」を推進しました。

〔取組実績〕

○ 森林環境学習副教材などの作成

木育教材などを提供し、子どもに対する「やまがた木育」の活動を重点的に支援しました。

- ・「やまがた木育」絵本「もりはすごいなあ」（未就学児向け）
（H30～R1 1,300部 幼稚園、保育園、地域子育て拠点施設、公立図書館等に配布）
- ・「もりはすごいなあ」の読み聞かせDVD
（R2 180部 公立図書館等に配布 ※県youtubeチャンネルでも公開）
- ・「やまがた木育」ブック（小学校低学年向け）
（H30～R2 1,990部 県内全小学校、放課後児童クラブ等に配布）
- ・木製スプーン制作キット
（H30～R2 1,540個 放課後児童クラブ等に配布）
- ・小学校5年生向けの副教材
（H29～R2 41,280部 県内全小学校に配布）
- ・同副教材の指導者用ガイドブック
（H29～R2 4,230部 県内全小学校に配布）
- ・森のたんけん手帳
（H29～R2 23,670部 市町村や小学校等に配布）



「やまがた木育」絵本



小学校5年生向けの副教材

○ 「やまがた木育」人材養成講座の開催

「やまがた木育」の裾野を広げるため、その理念を理解し指導できる人材を養成しました。

- ・スタートアップ講座（初級編） R1～R2 4回
- ・スキルアップ講座（経験者向け） R2 2回

〔事業の成果〕

- ・子どもの成長に合わせて開発した各種木育教材等が小学校、みどりの少年団、放課後児童クラブなどで活用されています。また、「やまがた木育」人材養成講座に参加した人数は、スタートアップ講座で90名、スキルアップ講座で19名、合わせて109名となっています。

「森林・自然環境学習等の推進」における課題

- ・やまがた木育の推進のため、県内各地でやまがた木育を受けられるよう実施体制の強化（木育拠点、指導者など）が必要とされています。

(2) みどりを育む意識の醸成

県民に森づくりの大切さについて理解を深めてもらうとともに、県民みんなで支える森づくりの機運を一層高めるため、イベントの開催や普及啓発活動を展開しました。

① 森を守り、育て、暮らしに活かす緑の循環を推進

【H29～R2見込み 事業費 52,786千円】

県民に森づくりの大切さについての理解を深めてもらうとともに、県民みんなで支える森づくりの機運を一層高めるため、「やまがた森の感謝祭」などの普及啓発活動を実施するとともに、県民にやまがた緑環境税の趣旨や税収の用途など、制度全体の仕組みの周知を図りました。

〔取組実績〕

○ 「緑の循環システム」を体験する各種イベントの開催

- ・ やまがた森の感謝祭の開催（県内4箇所の総合支庁の持ち回りで年1回）
- ・ 地域感謝祭の開催（県内4箇所の総合支庁で年1回程度）
- ・ 間伐体験会、木工体験会及び木質バイオマスエネルギー見学会の開催
- ・ 家庭でどんぐりの苗を育て、森に返す森のホームステイの実施
- ・ 森づくりリレーの実施（各団体や企業の森づくり活動をリレー旗でつなぐ活動）

○ やまがた緑環境税の普及啓発など

- ・ 広報番組、広報誌などによる広報活動
（県のホームページ、県民のあゆみ、広報番組（やまがたサンデー5など）、森林やまがた、広報誌「もりしあ」、リーフレットの配布など）
 - ・ やまがた緑環境税の新聞広告掲載やラジオCM等による広報活動
 - ・ 憲章入りリサイクル鉛筆・ボールペンによる普及啓発
 - ・ シンボルマーク焼印入りのコースター、木製マグネット、シンボルマーク入りのクリアファイル・ビニール袋などの配布
 - ・ やまがた緑環境税活用事業実績集の作成
 - ・ やまがた緑環境税のパネル展示（県林業まつり、やまがた環境展、県庁ロビー、各総合支庁ロビー、公共施設、大型ショッピングセンターなど）
- やまがた緑環境税を活用して作製した木製品へのシンボルマークの焼印の押印



やまがた森の感謝祭



緑環境税広報誌「もりしあ」



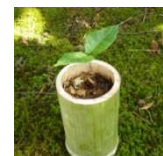
パネル展示



間伐体験会



森のホームステイ



竹ポットで育ったどんぐりの苗

〔事業の成果〕

- ・ やまがた森の感謝祭や各地域の感謝祭により、多くの県民から森づくり活動を体験していただき、森づくりの大切さについて実感いただいています。
- ・ やまがた緑環境税の趣旨や活用事業を県民に広く普及啓発したことにより、森づくり活動への参加者が毎年増加し、県民みんなで支える森づくりが広がっています。

② やまがた山水百景魅力アップ事業

【H30～R2見込み 事業費 3,194千円】

やまがた百名山及びやまがた緑環境税の認知度向上のために、PRする広報資料を作成し広く配布しました。

【事業の成果】

平成30年度以降、やまがた百名山探訪マップの製作数は合計51,200部にのぼり、県内に広く配布することでやまがた緑環境税のPRに寄与しています。

③ 総合支庁実施事業

【H29～R2見込み 事業費 6,572千円】

自然環境学習に関する地域の課題解決のため、各総合支庁が独自事業を展開しました。

【H29以降取組実績】

地域	事業名	内容
村山	むらやま版・木のある生活推進事業	木に触れ木に親しむ体験プログラムの開発
最上	BEST! 森づくりリーダー育成事業	遊学の森での森の案内人育成研修
置賜	おきたま源流の森づくり活動推進事業	源流の森での森づくり活動、森の案内人育成研修
	置賜みんな一緒に森林活動ネットワーク事業	障がい者を対象にした自然環境学習
庄内	出羽庄内公益の森づくり事業	庄内海岸における多様な保全活動

【事業の成果】

平成29年度以降森の案内人育成研修などに参加した人数は延べ1,679人、うち40人が新たに県内4地区の県民の森の「森の案内人」として登録しています。

④ 若者や子育て世代をターゲットとした、みどりを育む意識の醸成に向けた取組みを強化

【H29～R2見込み 事業費 3,150千円】

タウン情報誌への広告掲載、ラジオCM等の多様な媒体を活用してやまがた緑環境税について広く県民に周知し、やまがた緑環境税を活用した事業の必要性及び重要性を啓発しました。

【取組実績】

- ・ タウン情報誌に広告を掲載（H30～：子育て情報誌「mamaid」、H29：月刊山形ゼロ・ニィ・サン）
- ・ ラジオでCMを放送（H29～：エフエム山形、YBCラジオ）



子育て情報誌「mamaid」



月刊山形ゼロ・ニィ・サン

【事業の成果】

森づくり活動参加者数が増加しており、県民みんなで作る森づくりの着実な推進に寄与しています。

「みどりを育む意識の醸成」における課題

- ・ 森林の公益的機能の大切さをより多くの県民に理解していただくため、幅広い年齢層を対象とした森に親しむ環境づくりが必要とされています。
- ・ 森林を、すべての県民で守り育てる意識を醸成していく必要があります。
- ・ 地域の森林資源を身近なところに利用する活動などを通し、森林に対する理解を高める取り組みが必要となっています。
- ・ やまがた緑環境税の認知度は前回検討時に比べて低下しており、認知度の向上が課題となっています。

(3) やまがた緑環境税の評価・検証等

県民各層の代表者で構成する第三者機関として「やまがた緑県民会議」を設置（令和元年にやまがた森林ノミクス推進会議との統合により「やまがた森林ノミクス県民会議」に改組）し、やまがた緑環境税の使途や施策効果の検証、幅広い視点から意見交換などを行いました。

① やまがた森林ノミクス県民会議

【R1～R2見込み 事業費 294千円】

それまで個別に開催されていたやまがた森林ノミクス推進会議とやまがた緑県民会議を一体化し、「やまがた森林ノミクス県民会議」を設置し、やまがた緑環境税や森林環境譲与税の効率的な活用も含めて幅広い視点で総合的な意見交換、連携促進、情報共有を進めました。

〔取組実績〕

毎年1回開催し、やまがた緑環境税の活用の現状や事例の紹介、意見交換を行いました。



会議の状況



〔事業の成果〕

やまがた森林ノミクス県民会議において、やまがた緑環境税の活用の現状や事例について幅広い視点で議論が行われ、透明性の高い事業執行がなされています。

② やまがた緑環境税評価・検証委員会

【H29～R2見込み 事業費 2,962千円】

やまがた緑環境税を活用する施策を適正かつ効果的に進めるため、外部委員による第三者機関として「やまがた森林ノミクス県民会議」の内部に「やまがた緑環境税評価・検証委員会（旧やまがた緑県民会議の機能を継承するもの）」を設置し、やまがた緑環境税充当事業の効果の評価、検証、施策などの制度・仕組みの点検、見直しに関する協議などを行いました。

〔取組実績〕

毎年3回程度開催し、やまがた緑環境税を活用する施策が適正かつ効果的に進められているか検証しました。



会議の状況



森林整備実施箇所現地視察

〔事業の成果〕

やまがた緑環境税評価・検証委員会によるやまがた緑環境税活用事業の評価・検証により、透明性の高い事業執行がなされています。

第3 近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化等

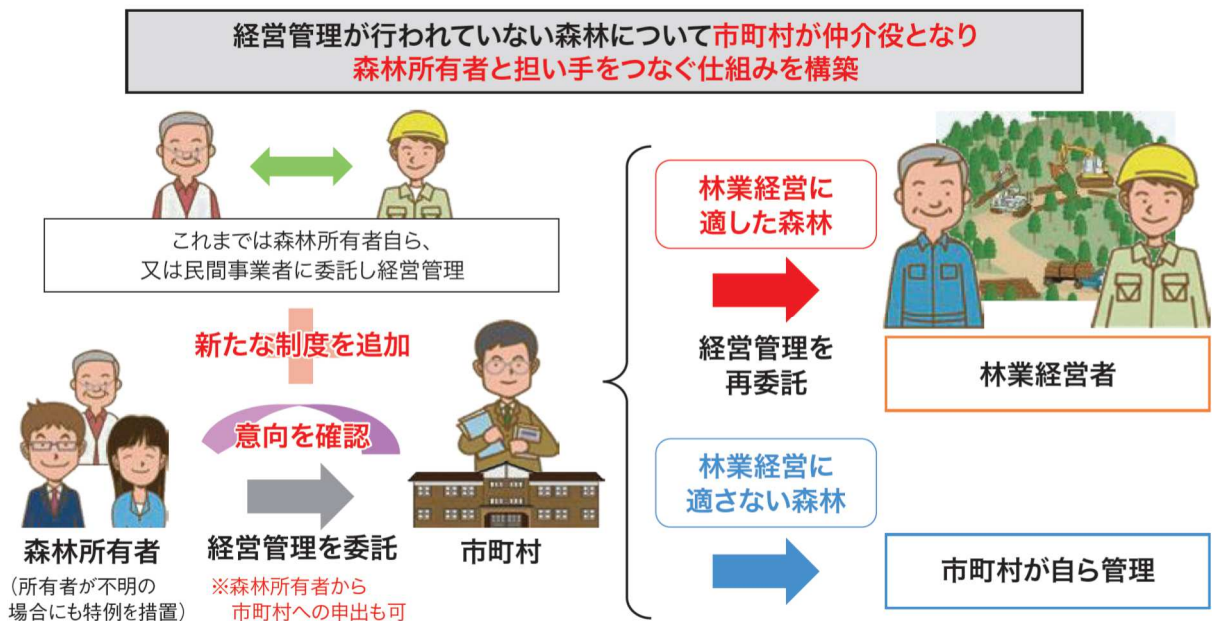
現在取り組んでいる「やまがた緑環境税」を活用した事業は、平成28年度に見直しを行い平成29年度から2期目を開始し令和3年度で5年目を迎えることとなります。この間、SDGsの社会への浸透や「ゼロカーボンやまがた2050」の宣言など社会情勢は大きく変化していることから、それらを踏まえた今後の「やまがた緑環境税」のあり方を検討していく必要があります。

1 国による新たな施策の創設

(1) 【森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入】

- ・ 民有林では、所有者が不明な森林や不在村者が所有する境界の不明確な森林が増え続け、適正に管理されていない森林の存在が問題となっていたことから、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていくことを目指し、平成31年4月1日に「森林経営管理法[※]」が施行（平成30年5月成立）され、森林経営管理制度がスタートしました。
- ・ 本制度は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を集積・集約するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくものです。
- ・ この制度を通じて、林業経営に適した森林については、林業的利用を積極的に展開するとともに、林業経営に適さない森林については、管理コストの低い自然に近い森林へ誘導していくこととしています。

※ 平成30年法律第35号。平成30（2018）年5月成立、平成31（2019）年4月施行。森林経営管理制度の根拠法律で、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的としている。

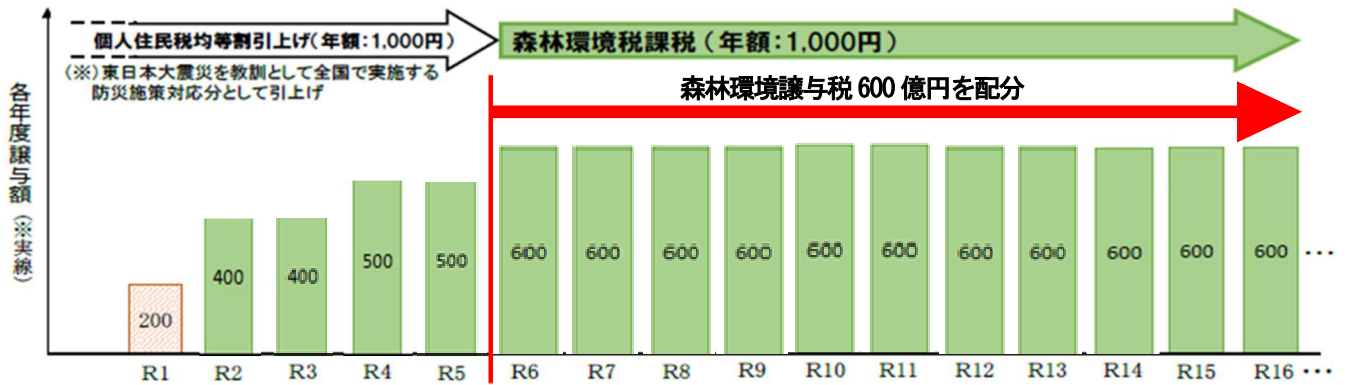
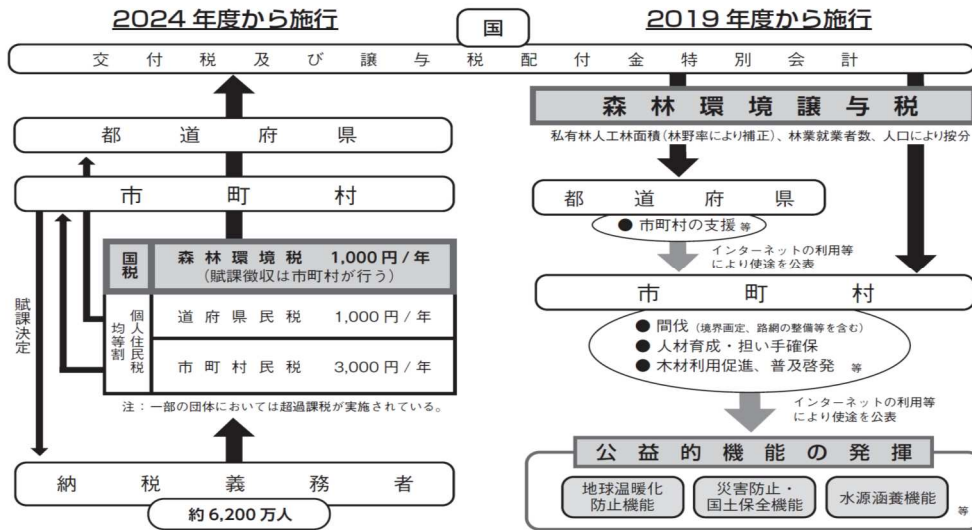


出典：令和元年度森林・林業白書

(2) 【森林環境税と森林環境譲与税の創設】

- ・ パリ協定の枠組み下における温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する甚大な自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成30年5月に森林経営管理法が成立したこと等を踏まえ、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律^{*}」が成立し、森林整備等の新たな財源として、令和元年度から全ての市町村と都道府県に対して森林環境譲与税の譲与が開始されました。
- ・ 譲与額は令和元年度から令和6年度まで段階的に増額され、その用途は市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされています。森林環境譲与税を活用することで、これまで十分な手入れが行われていなかった森林の整備等の進展が期待されています。

※ 平成31年法律第3号。「森林環境税」は、令和6年(2024)度から個人住民税均等割として、一人年額千円を賦課徴収するもの。「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、交付税及び譲与税配布特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始されている。



出典：令和元年度森林・林業白書

森林環境譲与税の見直しに係る譲与額(配分額)の試算
 (譲与基準)私有林人工林面積:林業就業者数:人口=5:2:3

年度	R1(実績)	R2~3	R4~5	R6~	
配分割合(市町村:都道府県)	80:20	85:15	88:12	90:10	
全国	譲与総額(億円)	200	400	500	600
山形県	県への譲与額(千円/年)	54,270	81,407	81,407	81,407
	市町村への譲与額(千円/年)	217,058	461,306	596,984	732,662

2 社会経済情勢の変化

(1) 【持続可能な開発目標（SDGs）の関心の高まり】

- ・ 2015（平成27）年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択されたSDGsは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030（令和12）年を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。現在、政府だけでなく自治体や企業など様々な組織、団体がSDGsを導入、推進しており、SDGsの関心の高まりを受け、県民や企業などの様々な主体が気軽に森づくり活動に参画するなど、森づくり活動の気運が醸成されるとともに、森づくり活動・木材の利用・森林空間の利用など森との関りが多様化しています。

(2) 【ゼロカーボン社会の構築】

- ・ 本県では、令和2年8月6日、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を知事が行いました。政府においても同年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会を目指す」と表明しました。

(3) 【新型コロナウイルス感染症の拡大】

- ・ 新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し収束が見とおせない中、3密を避ける活動の一つとして、森林浴による心身の気分転換や身近で安心な森林で親しみ学びたいなど、森林の魅力が再認識されています。

3 森林を取り巻く情勢の変化

(1) 【自然災害の多発】

- ・ 日本は国土の約7割が森林ですが、地形は急峻で花崗岩をはじめとした脆弱な地質から成り立ち、加えて前線や台風などに伴う豪雨や地震等の自然現象が頻発することから、毎年全国各地において山地災害が多発しています。特に近年においては、九州地方や中部地方などを中心に梅雨前線に伴う突発的な集中豪雨により災害が発生しています。
- ・ 本県においても平成30年8月の庄内・最上を中心とした豪雨災害、令和元年6月の庄内を中心とした震度6以上の揺れを記録した山形県沖地震、令和2年7月の最上川中流域での氾濫や村山・最上を中心とした豪雨災害により山地災害が発生しています。
- ・ 相次ぐ集中豪雨による山地災害の発生に伴い、災害に強い森づくり及び水源林の保全並びに地球温暖化防止機能に対する期待が高まっています。

(2) 【野生鳥獣による森林被害の懸念】

- ・ 森林に被害を及ぼす大型野生動物、特に他県で甚大な森林被害を及ぼしているニホンジカが目撃情報が相次ぐとともに、ツキノワグマによるスギ剥皮被害が拡大しています。
- ・ 人の手が入ることで維持されてきた草場が放置されることにより森林に変化していくことなど、放置された里山での植生の変化や、園芸用の採取などにより植物の絶滅危惧種が大幅に増加しています。

(3) 【森林の公益的機能の低下】

- ・ 過疎化・高齢化の進行や木材価格の長期低迷等による森林経営意欲の低下を要因に、再造林や間伐などの森林整備の遅れが依然として存在し、管理放棄などによる森林の公益的機能の低下が懸念されています。

第4 やまがた緑環境税についての県民アンケート結果

県民のやまがた緑環境税の制度全般に対する意識を把握するため、令和2年6月から12月にかけて、各種アンケート調査や県内全市町村との意見交換会を行いました。

調査等の概要

	方法	種類	実施期間	対象者	回答数及び参加数 (回収率)
R2	アンケート	県政アンケート ※1	8/17~9/4	県内在住18歳以上の人	1,534名 (61.4%)
		個人アンケート ※2	6/24~12/13	県内在住20歳以上の人	1,549名
		法人アンケート ※3	6/18~10/31	県内地域法学会会員	584社 (6.9%)
		森林所有者アンケート ※4	9月下旬~10月中旬	森林の所有者	426名 (53.3%)
	意見交換会	市町村担当課聞き取り	10/19~11/6	県内全市町村	35市町村

注)

※1 県政アンケート

県民の生活と県政に対する県民ニーズ、意識などを把握し、今後の県施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とすることを目的に、県が毎年行っているアンケート。対象者2,500人は無作為抽出。

※2 個人アンケート

県内の各種イベント、市町村窓口、ショッピングモールなどで個人を対象に行ったアンケート。

※3 法人アンケート

県内の地域法学会会員を対象に行ったアンケート。

※4 森林所有者アンケート

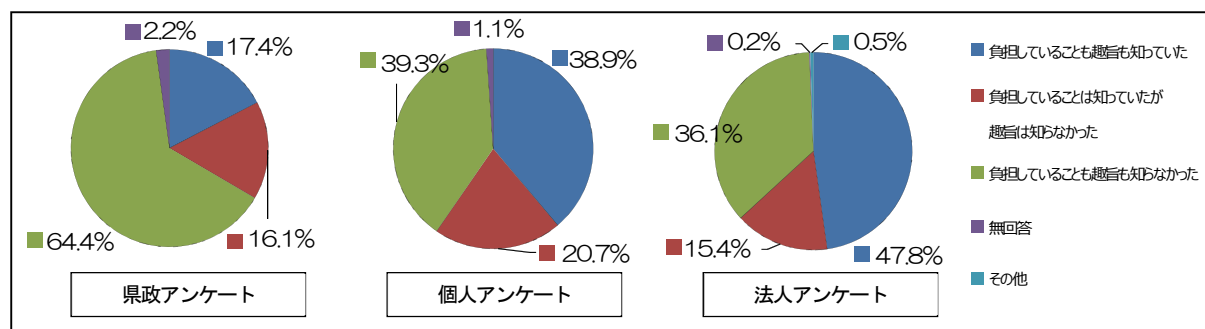
平成27年度から令和元年度までに荒廃森林緊急整備事業で森林整備を実施した森林の所有者に行ったアンケート。

1 やまがた緑環境税制度全般に関する意識

(1) 認知度

「負担していることも趣旨も知っていた」と「負担していることは知っていたが趣旨は知らなかった」を合わせると、県政アンケートでは33.5%、個人アンケートでは59.6%、法人アンケートでは63.2%が、やまがた緑環境税を認知していました。

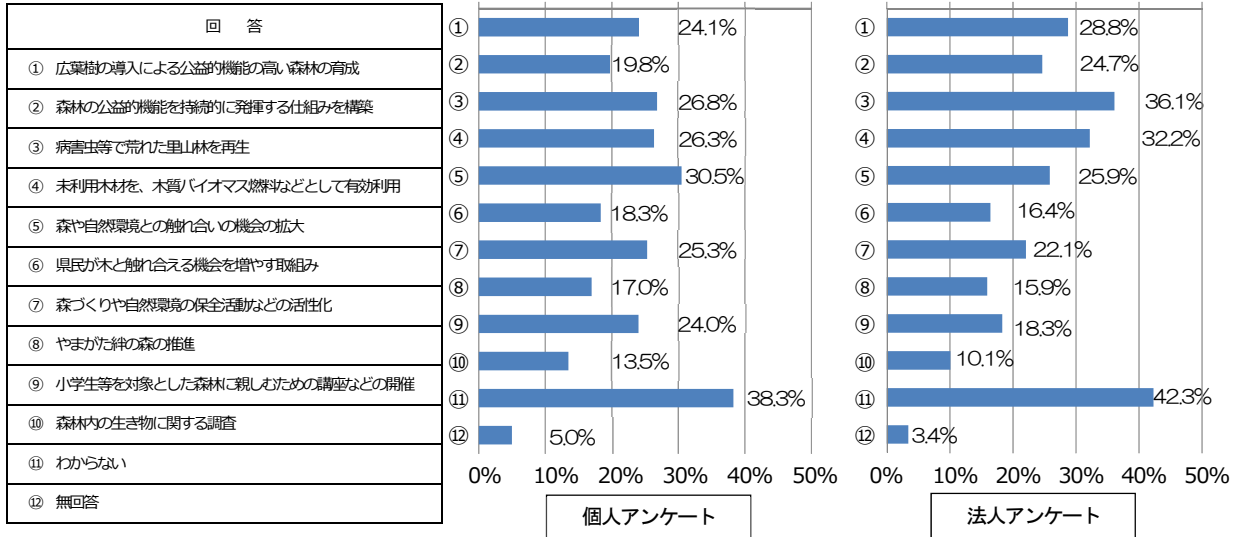
県政アンケートでは、男性が37.9%に対し女性が29.1%と女性の認知度が低く、年齢別では18~29歳が8.0%、30代が13.4%と若年層の認知度が低くなっています。



- ・ 県民の6割強、法人の約4割が、やまがた緑環境税を認知していない。

(2) 事業の認知度

個人アンケートでは「森や自然環境との触れ合いの機会の拡大」、「病虫害等で荒れた里山林を再生」、「未利用木材を、木質バイオマス燃料などとして有効利用」、法人では「病虫害等で荒れた里山林を再生」、「未利用木材を、木質バイオマス燃料などとして有効利用」、「広葉樹の導入による公益的機能の高い森林の育成」の認知度が、約3割と上位を占めました。

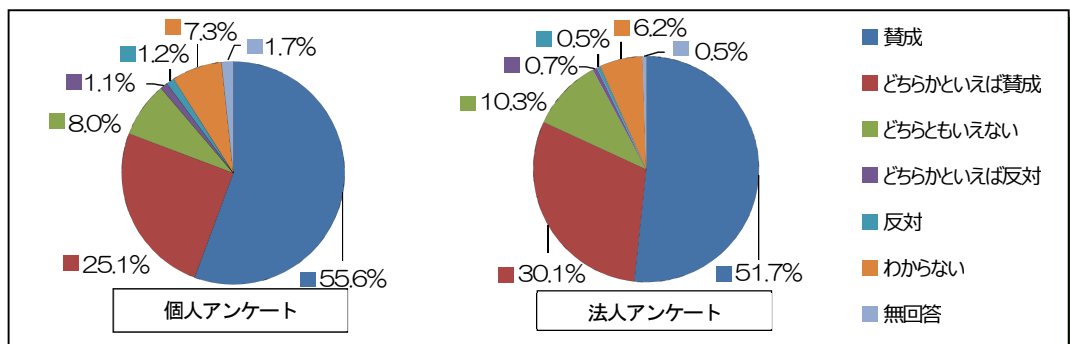


- 個人、法人の約4割が、やまがた緑環境税がどのような事業に活用されているのか認知していない。

(3) 取組みの評価

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると、個人アンケートでは80.7%、法人アンケートでは81.8%が、これまでのやまがた緑環境税活用事業の取組みを評価していました。

市町村からの聞き取りでは、「荒廃森林の解消が進んでいる」などの意見が出されました。

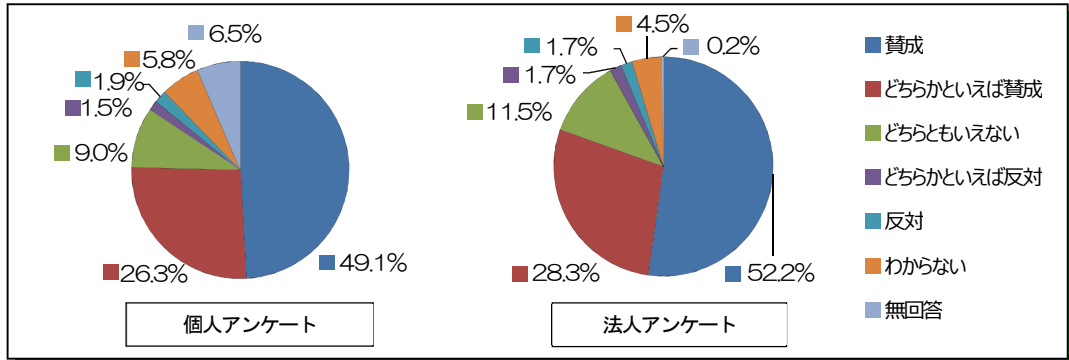


- 約8割の個人、法人がこれまでの事業内容に賛成している。

(4) やまがた緑環境税の継続

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると、個人アンケートでは75.4%、法人アンケートでは80.5%が、やまがた緑環境税の継続について賛成となりました。

市町村担当からの聞き取りでは、県内30市町村が「ハード事業の継続は必要」と回答、32市町村が「ソフト事業の継続は必要」と回答。また、「依然として整備が必要な森林が数多く存在し、森林環境譲与税だけで整備を進めることは困難であり、やまがた緑環境税と合わせた整備が必要」などの意見が出されました。

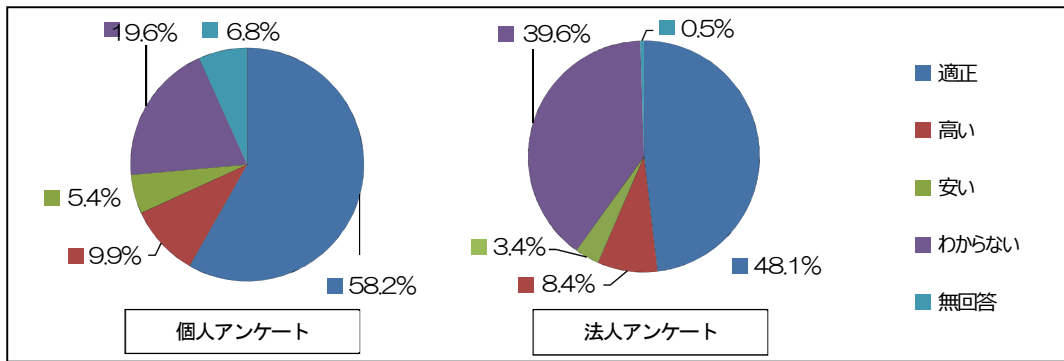


- ・ 約8割の個人、法人が、やまがた緑環境税の継続に賛成している。
- ・ 荒廃森林の整備は計画的に進んでいるが、未だ多くの荒廃森林があり、引き続き計画的な整備を進める必要がある。

(5) やまがた緑環境税の税額

個人アンケートでは58.2%、法人アンケートでは48.1%が、現在の税額は適当であると回答しています。

市町村からの聞き取りでは、県内23の市町村から「現状のままで良い」と回答がありました。



- ・ 約半数の個人、法人が現在の税額に賛成している。
- ・ 現在の税額を高いと感じている個人、法人は約1割と少ない。

(6) 森づくりに重要な取組み

県政アンケートでは、「管理放棄した森林所有者に代わって管理を行う仕組みづくり」と回答した人が約5割「荒廃森林を環境保全機能の高い森林へ再生する取組み」と回答した人が約4割と多い結果でした。

- ・ 県民の約半数が、荒廃森林の整備を重要な使い道として認識している。

(7) 期待する森林の働き

個人アンケートと法人アンケートでは、「災害を防止する働き」（個人：65.1%、法人：80.3%）、「地球温暖化防止に貢献する働き」（個人：45.1%、法人：61.6%）、「水資源を蓄える働き」（個人：33.9%、法人：50.7%）が上位3つを占めました。

（※複数選択設問のため、合計は100%を超える）

- ・ 個人の7割弱、法人の約8割が森林の災害防止機能に最も期待している。

(8) 参加したい活動

県政アンケートでは、「森林に親しみその働きを学びたい」（23.3%）、「県産木材の活用に協力したい」（21.9%）、個人アンケートと法人アンケートでは「森林浴による心身の気分転換」（個人：43.3%、法人：45.2%）、「県産木材資源の活用」（個人：29.8%、法人：34.1%）が上位を占めました。

（※県政アンケートと個人・法人アンケートの選択肢は異なる）

- ・ 県民の約4割が「森林浴による心身の気分転換を図りたい」、約2割が「森林に親しみその働きを学びたい」、「県産木材を活用したい」と考えている。
- ・ 法人の5割弱が「森林浴による心身の気分転換を図りたい」、約3割が「県産木材を活用したい」と考えている。

2 やまがた緑環境税を活用した森林整備に対する意識

荒廃森林緊急整備事業に対する意識を把握するため、平成27年度から令和元年度までに荒廃森林緊急整備事業を実施した森林所有者800名に対しアンケート調査を実施し、426名から回答を得ました。なお、回答者のうち8割以上が60歳以上でした。

事業の満足度を聞いたところ、「とても満足」「満足」が76%と大半を占めたのに対して、「やや不満」「不満」は5%と少ない結果でした。不満の理由としては、「伐った木が森林に放置されたままであった」が41%と最も多い意見でした。

今後の長期的な森林の管理については、「森林の管理ができるかわからないが、所有は続けたい」という回答が32%と最も多くなり、「森林を管理できる自信がない（28%）」、「森林の取り扱い等について森林組合と相談してみたい（13%）」が続きました。

また、事業実施後、森林に対する意識が変わったか聞いたところ、「大きく変わった」「少し変わった」が62%であったのに対し、「変わらない」は31%でした。

最後に、緑環境税を活用した森林整備の継続について聞いたところ、「手入れを行うべき」が79%と大半を占めました。

以上の結果から、緑環境税を活用した森林整備への満足度は高く、その継続を望む森林所有者も多いことから、緑環境税を活用した森林整備の重要性がうかがえます。一方で今後の長期的な森林の管理については不安視する回答が多く、その解消が今後の課題と考えられます。

第5 やまがた緑環境税評価・検証委員会における意見

やまがた緑環境税の評価・検証方法やスケジュールに関する御意見をいただくとともに、これまでのやまがた緑環境税の事業実績と成果及び今後の課題、県民意識調査の結果を踏まえ、今後のやまがた緑環境税制度や活用事業のあり方について計5回にわたり御協議いただき、各委員から以下の御意見をいただきました。

1 協議内容と意見

(1) やまがた緑環境税制度に関する意見

- ・ 森林環境譲与税で森林整備をするためには、市町村による森林所有者の意向調査が必要ですが、最低20年はかかることから、森林整備で最も必要とされるたゆまぬ森林整備が中断されてしまう恐れがあります。やまがた緑環境税による森林整備は継続して実施していくべきです。
- ・ 荒廃した森林は貴重な環境・資源の損失になるだけでなく、ツキノワグマ等の獣害の増加にもつながるため、荒廃森林の整備の取組みは評価できます。
- ・ 人工林・里山林は、スピード感を持った整備が必要と考えます。
- ・ 荒廃のおそれのある森林は12万ヘクタールとまだまだたくさん残っていることから、これまでどおりやまがた緑環境税を活用して緊急性の高い森林整備を継続していくべきです。
- ・ 森林環境譲与税とやまがた緑環境税の両税で行う森林整備は、これまでどおりやまがた緑環境税での整備を継続し、森林環境譲与税による市町村の整備の進捗状況を見ながら少しずつやまがた緑環境税の見直しを行っていくべきです。
- ・ 荒廃のおそれのある人工林3万ヘクタールは経営ができない森林であることから、新たな管理システムで委託されることとなる意欲と能力のある林業経営者は整備することができません。これまでどおりやまがた緑環境税により県が整備した方が確実に解消できると考えます。

(2) やまがた緑環境税活用事業に関する意見

- ・ 農林業を中心に獣被害が出ていることから、緩衝帯の整備を強化していくべきです。
- ・ 団体や市町村の活動は、補助金が現状に合わせて各方面に適量ずつ配分され、さまざまな取組みが実践されていることから評価できます。
- ・ 木育は、種々教材等が大人になっても山に関心がわいてくるような立派なものとなっています。団体の活動支援の継続だけでなく、親子にターゲットを絞った事業に力を入れ、森や木に親しむ人が更に増えていくような特色ある取組みを今後も期待しています。
- ・ 里山本来の機能の回復・持続のため、里山林整備のさらなる取組みに今後も期待しています。
- ・ 野生動物の救護に関する研修会等人材育成の取組みを今後も期待しています。
- ・ 狩猟者育成と共に森林の整備等の野生動物との共生を前提とした、自然な棲み分けの対策を継続するべきです。
- ・ 循環利用促進の取組みは拡充していくべきです。
- ・ 環境保全を重視した森林整備は、生物多様性にも着目した整備となっています。モニタリング調査と併せて、小動物のかくれ場所を確保しながら列状間伐を行っていくべきです。
- ・ やまがた木育の人材育成だけでなく、活動の場（団体）の情報提供や実践キットの提供等、木育養成講座の受講者が活躍する場を増やしていく取組みが必要です。
- ・ 自由に歩ける森（散策路）の整備等、森林を身近に感じてもらうことを目的とした森林整備もできると考えます。
- ・ やまがた緑環境税事業で間伐した箇所2回目の利用間伐を考えている森林所有者がいますが、荒れた森林作業道の仮払い等の2回目の整備も事業の中に組み入れて、その後の森林管理に活かしていくことが必要と考えます。
- ・ 県民参加型の取組みを拡大・強化するべきです。
- ・ 森林に対する意識の醸成に引き続き取り組んでいくべきです。

- ・ 拡大している木質バイオマス資源の需要に対応できる体制を整えていくべきです。
- ・ やまがた木育は拠点施設や教育機関の充実を図っていくべきです。
- ・ 自然や森づくりへの関心が低い人に興味を持ってもらう事業が必要と考えます。
- ・ 山や森が好きな人は森づくり活動に関心をもってもらえると考えことから、やまがた緑環境税事業で間伐した材を使って山小屋限定グッズを作り、やまがた緑環境税活用の説明を入れて普及することが効果的と考えます。
- ・ 森づくり活動を行う団体とインタープリター協会等の人材バンクの方や専門的なNPOの方々等との繋がりを支援するような取組みが重要であると考えます。
- ・ ICT教育が急激に進展していることから、子供たちが森林と触れ合うことや自然の中で体験することは、子供たちの心を育むのに非常に大切であると考えます。
- ・ やまがた木育は、今後ますます重要になってくると考えます。
- ・ ハード事業とソフト事業は車の両輪であることから、どちらが欠けてもいけないと考えます。

(3) やまがた緑環境税の周知に関する意見

- ・ 業界関係者以外の認知度向上にも、引き続き地道な取組みの継続が必要と考えます。
- ・ 県民みんなで支える森づくりに繋がるよう、広報誌や森林環境学習での配布物の充実とともに、各イベントを通じて幅広く周知する等、森林整備の成果も含めた広報をより強化していくべきです。
- ・ マスコミや市報を利用して、県民からいただいたやまがた緑環境税で森林整備事業を実施することができたと、写真と簡単な説明でPRすることが必要と考えます。
- ・ 認知度の低い年齢層にターゲットを絞って広報媒体を検討すべきです。
- ・ 山形県は山菜文化が根強く残っているので、山菜と一緒にやまがた緑環境税をPRすることが効果的と考えます。
- ・ ソフト事業ごとに取り組んでいる団体から引き続きPRしてもらうことが必要と考えます。
- ・ 看板の設置だけでなく、ホームページに載せる等の認知度が高くなるような方策を考えるべきです。
- ・ 森づくり活動への参加者数を目標にすることは、コロナ禍で大変なことであり、再考していくべきです。
- ・ 認知度を上げることよりも、理解度を深めることのほうが大事、緑環境税を活用した様々な取組みへの理解度が、関心のない方には全然深まっていきません。民間企業に広く啓発が必要であることから、コンパクトにまとめた動画等で発信することが有効であると考えます。

(4) その他

- ・ 山だけでなく、木材に対する興味を持ってもらう事が重要です。木材工場の見学会（学校事業）や端材の無料提供を呼び掛け木工品を作成してもらう等の取組みも木育の一環として必要と考えます。

第6 やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について

1 背景

- 「やまがた緑環境税」は平成19年度に創設され、森林の有する公益的機能の維持・増進及び持続的な発揮に関する施策を実施しています。
- 本県には、管理放棄され荒廃のおそれのある森林等が12万ha（H28）あるものと推計し、それらの森林のうち県民生活に影響が大きい保全上重要な森林の整備を行っています。
- 荒廃森林の整備は、県等が事業実施主体となり平成19年度から令和2年度まで14年間で16,273haの整備（計画16,240ha）を行っているが、依然として多くの荒廃森林が残されています。
- 一方、国は新たに森林環境譲与税を導入し、令和元年度から県及び市町村に譲与を始めています。
- その使途は、「森林の整備に関する施策」、「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」、「木材利用の促進」、「その他の森林の整備の促進に関する施策」と幅広であり、県の「やまがた緑環境税」と使途が重複します。
- このため、両税の使途を整理し両税併存による効果的な事業を展開する必要があります。

2 森林整備関係事業（ハード事業）の基本的な考え方

(1) 将来の姿

- 森林経営管理制度は、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない私有林人工林の所有者に対して、自ら経営管理するか若しくは市町村に委託するのか意向調査を行い、市町村が経営管理権を取得した森林については、林業経営に適した森林は地域の「意欲と能力のある林業事業者」に再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理することで、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ることを目的としています。
- 森林経営管理制度が順調に進んだ場合、私有林人工林の整備については既存の国庫補助事業や森林環境譲与税を活用し行うことが出来るため、荒廃森林緊急整備事業については、里山林整備に重点化することを想定しています。（下表参照）

(将来の姿)

区分	やまがた緑環境税活用事業	森林経営管理制度	森林整備に係る活用事業（財源）	
			森林経営計画	
荒廃のおそれのある人工林 3万㍓	□環境保全を重視した森林整備の推進 1 荒廃森林緊急整備事業 (1) 人工林整備 ①針葉樹林維持型 ②針広混交林型	森林所有者が自ら管理 市町村に委託	作成	国庫補助事業
			未作成	自力
活力が低下した里山林 9万㍓	(2) 里山林整備 ①活力の低下した里山林の再生 ②森林景観整備・共存林整備	(森林経営管理制度の対象外)	作成	国庫補助事業
			作成困難	森林環境譲与税 (市町村による公的管理)
その他	□森林資源の循環利用の促進 2 森林資源再生事業 3 森林資源循環利用促進事業 4 広葉樹林健全化促進事業	(森林経営管理制度の対象外)	-	やまがた緑環境税

(2) 令和8年度までの対応方針

- 現在、市町村では森林経営管理制度に基づく森林の現況調査やモデル地区における意向調査、境界の明確化等に取り組んでいますが、本格的な森林整備の着手時期については、マンパワー不足や意向調査に長時間を要する等の課題があり、現時点では未定としている市町村が多数を占めています。

- ・ また、近年、頻発する集中豪雨による土砂災害の発生や河川の氾濫などを受け、県民の土砂災害・地球温暖化を防止する森林の公益的機能に対する期待が高まっています。
- ・ このため、やまがた緑環境税を活用した荒廃森林緊急整備事業については、令和8年度までは現在の事業スキームを継続し、今後の森林経営管理制度による人工林整備の進捗状況を確認しながら、必要に応じた事業の見直しを行います。
- ・ ただし、市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、国庫補助事業又森林環境譲与税による整備対象森林となり得ることから、荒廃森林緊急整備事業の対象地から除外します。(下表参照)

(令和8年度までの対応方針)

区分	やまがた緑環境税活用事業	森林経営管理制度 (経営管理権の設定)	森林整備に係る活用事業(財源)	
			森林経営計画	
荒廃のおそれのある人工林 3万 [㊦]	□環境保全を重視した森林整備の推進 1 荒廃森林緊急整備事業 (1) 人工林整備 ①針葉樹林維持型 ②針広混交林型	経営管理権の設定が 予定されていない森林	作成	国庫補助事業
			未作成	やまがた緑環境税※
		経営管理権を設定する森林	作成可能	国庫補助事業
			作成困難	森林環境譲与税 (市町村による公的管理)
活力が低下した里山林 9万 [㊦]	(2) 里山林整備 ①活力の低下した里山林の再生 ②森林景観整備・共存林整備	(森林経営管理制度の対象外)	-	やまがた緑環境税
その他	□森林資源の循環利用の促進 2 森林資源再生事業 3 森林資源循環利用促進事業 4 広葉樹林健全化促進事業	(森林経営管理制度の対象外)	-	やまがた緑環境税

※ 過去10年以上間伐等の森林施業が行われていない60年生以下の人工林で、20年間の皆伐・転用禁止等の協定を県と締結した森林

3 ソフト関係事業の基本的な考え方

- ・ ソフト関係事業は、県民参加の森づくりなどの活動を幅広く支援し、森林等への理解の向上や森林を支える意識の醸成を図り、県民全体で森林や自然環境を保全することを目的としています。
- ・ このことから、ソフト関係事業の用途は、NPO・地域住民・企業など県民との協働による森づくり活動、森林環境教育や木育、森づくり活動を担う人材育成、みどりを育む意識の醸成など、県の施策方向に合致することとします。(次ページ「やまがた緑環境税」と「森林環境譲与税」の用途についての整理表参照)
- ・ なお、ほとんどの市町村では森林環境譲与税を森林整備に優先して充当するとともに、やまがた緑環境税をソフト関係事業に充当することで整理を行っており、やまがた緑環境税を活用したソフト関係事業の継続が求められています。
- ・ 以上のことから、やまがた緑環境税を活用したソフト関係事業は、令和8年度まで現在の事業スキームを継続します。ただし、今後の取組み状況を確認しながら必要に応じ関係事業の見直しを行うこととします。

4 総括

- ・ ハード及びソフト関係事業の用途については、やまがた緑環境税の創設目的、森林環境譲与税の進捗など市町村の実情及び意見等を踏まえ、令和4年度以降も「やまがた緑環境税」と「森林環境譲与税」との併存による効果的な事業を展開することとします。ただし、今後の取組み状況を確認しながら必要に応じ関係事業の見直しを行います。

「やまがた緑環境税」と「森林環境譲与税」の用途についての整理表

ハード事業

区 分	やまがた緑環境税の用途	森林環境譲与税の用途
【森林整備】	<ul style="list-style-type: none"> ・活力の低下した里山林の整備 ・荒廃のおそれのある人工林の整備 	{ 令和9年度に移行 }
【森林資源の循環利用】	森林資源の循環利用 <ul style="list-style-type: none"> ・森林資源再生事業 ・森林資源循環利用促進事業 ・広葉樹林健全化促進事業 	森林整備の促進に関する施策

ソフト事業

区 分	やまがた緑環境税の用途	森林環境譲与税の用途
【森づくり】 県民参加の森づくりの推進	県民との協働による森づくり活動など <ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな森林環境づくり推進事業 ・やまがた絆の森づくり推進事業 ・森づくりサポート体制推進事業 	※令和8年度まで同税は活用しない方向。ただし必要に応じて見直しを行う
【自然環境の保全】 自然環境保全対策の推進	自然環境現況調査や希少野生生物の生息・生育状況調査、大型野生動物の生息状況調査など <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性戦略推進事業 ・鳥獣管理推進事業 ・野生鳥獣捕獲体制強化支援事業 ・大型野生鳥獣等野生復帰事業 	※令和8年度まで同税は活用しない方向。ただし必要に応じて見直しを行う
【森林環境教育・木育】 森林・自然環境学習等の推進	○関係機関と連携した木育の推進、幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習などの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた木育推進事業 ○やまがた森の感謝祭及び地区の植樹祭開催など市町村をまたぐ広域的なイベントの開催による森林の働きや大切さなどの理解や意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの循環県民活動推進事業 	※令和8年度まで同税は活用しない方向。ただし必要に応じて見直しを行う

区 分	やまがた緑環境税の使途	森林環境譲与税の使途
【人材育成及び確保】	<p>県民参加の森づくりを推進するため森と人を結び付ける人材の育成・確保や研修会の開催など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた木育推進事業 (木育指導者の養成) ・森づくりサポート体制推進事業 (NPO、地域住民などの「森づくり活動団体」等を対象にした安全研修会の開催) ・総合支庁実施事業 (森の案内人の養成) 	<p>林業・木材産業に資する人材の育成・確保や研修会などの開催など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域林政アドバイザー、林業士などの養成 <p>※ただし必要に応じて見直しを行う</p>
【木材関係】	<p>○森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す「やまがた木育」</p> <p>○木に親しむ環境づくりの推進など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな森林環境づくり推進事業の「木に親しむ環境づくり」 ・市町村里山再生アクションプラン事業の「木に親しむ環境づくり」 ・やまがた木育推進事業 (木製品等を活用した木に触れる機会の創出) ・みどりの循環県民活動推進事業 (イベントでの木工体験など) 	<p>林業、木材産業に資する木材利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等の木造化及び木質化 ・木造施設の普及啓発 <p>※ただし必要に応じて見直しを行う</p>

第7 令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方

1 やまがた緑環境税制度のあり方

(1) やまがた緑環境税の必要性

平成28年度の「やまがた緑環境税」の評価検証において、管理放棄され荒廃のおそれのある森林12万haのうち、県民生活に影響が大きい保全上重要な森林を対象に、平成29年度から令和8年度までの10年間で11,600haの森林整備目標を設定し取組みを実施しています。

これまでの4年間（H29～R2）で、間伐等の森林整備を4,438ha実施してきましたが、この間、手入れがされなかった森林など新たに整備が必要となった森林が529ha増加しています。

このことから、これらの森林を山地災害防止や水源かん養など森林の有する公益的機能の高い森林に誘導するため、県民生活への影響や緊急性などを勘案しながら整備を優先的、重点的に進めていくことが必要となっています。

また、「やまがた緑環境税」を活用した森づくり活動などに参加した人数は着実に増加しており、森づくり活動や森林環境学習の取組みを通して、地域活動の活性化や子ども達の森林や自然環境の重要性に対する理解が深まるなど、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成が図られてきています。

しかしながら、その取組みはまだ十分とは言えず、森づくり活動団体や市町村からも、活動に対する支援の継続要望が多数寄せられています。

県民の意識調査では、個人・法人の約8割が令和4年度以降の「やまがた緑環境税」の継続に賛成しており、また、個人の約半数が荒廃森林の整備を「やまがた緑環境税」の重要な使途として認識しています。さらに、個人・法人の森林への働きについては、災害防止や地球温暖化の防止、水源かん養についての期待が高い状況にあり、これらに応えることのできる森林整備が求められています。

また、市町村からの聞き取りでは、県内35市町村のうち30の市町村が荒廃森林の整備について支援の継続が必要であるとの回答をしています。

このため、やまがた緑環境税条例に定められた「森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」を、県民の皆様の御理解と御協力のもと、やまがた森林ノミクス県民会議・やまがた緑環境税評価・検証委員会の御意見なども踏まえながら、これまでの対策を引き続き実施していくとともに、新たな課題や県民の皆様の御要望などに対応する施策を推進していくため、令和4年度以降もやまがた緑環境税を継続していくことが必要と考えます。

(2) 税額・税率

県内には、未だ約12万haに及ぶ多くの荒廃のおそれのある森林が残されており、できるだけ効果的かつ短期間にその解消を進めていく必要があります。また、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成も未だ十分とは言えず、森づくり活動への支援や森林の重要性に関する普及啓発も継続していく必要があります。

県民の意識調査によれば、現行の税額・税率への賛成が、個人の約6割、法人の約5割、高いと感じている方は個人・法人ともに約1割程度となっており、現在の税負担が概ね県民や法人に受け入れられています。

このことから、令和4年度以降の税額・税率は、現行どおりの税額・税率を維持することが妥当と考えます。

2 やまがた緑環境税活用施策のあり方

(1) 施策の展開に関する基本方向

やまがた緑環境税の目的である「森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」を進めるためには、荒廃のおそれのある森林を整備するとともに、森林を県民みんなで守り育む意識の醸成を図っていく必要があります。

このため、引き続き以下の3つの施策を柱に、荒廃のおそれのある森林の早期解消と、県民一人ひとりが森づくりの重要性と森林の果たすべき役割を改めて認識できるような施策を展開していくことが必要になります。

① 環境保全を重視した森林施策の展開

管理放棄された森林を公的整備によって環境保全機能の高い森林に誘導するとともに、環境に配慮した持続可能な森林管理につながる森林資源の利用や主伐後の再生林を促進し、森林の環境保全機能の持続的な発揮を図っていきます。

② みどり豊かな森林環境づくりの推進

計画的かつ広がりのある活動などへの支援や県民参加の森づくりを支える体制を強化するとともに、野生動植物の生息・生育調査や生息環境の保全、野生動物の管理対策などにより自然環境保全対策を推進していきます。

③ 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習などの取り組みや、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める「やまがた木育」を推進していきます。

また、森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環を推進するとともに、若者や子育て世代をターゲットとしたみどりを育む意識の醸成に向けた取り組みを強化していきます。

(2) 施策の展開方向

I 環境保全を重視した森林施策の展開	
<p>施策の展開方向：環境保全を重視した森林整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の森林整備を推進 ○計画的な間伐の実施や間伐材等の搬出のための路網整備の強化 ○税を活用した森林整備による公益的機能の維持増進についてPRを強化 	
事業名	内 容
<p>荒廃森林緊急整備事業 【継続】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の防止や水源かん養のほか、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の適切な発揮を図るための森林整備を実施します。【継続】 ・松くい虫やナラ枯れ、気象による被害を受けた里山林の整備、景観保全や人と野生動物との緩衝のための森林整備を実施します。【継続】 ・道路沿いなど人目に付きやすい整備箇所において、森林整備により公益的機能の維持増進が図られていることをPRします。【継続】 <p>【見直しのポイント】</p> <p style="color: red;">荒廃のおそれのある森林12万ha（人工林3万ha、里山林9万ha）のうち、県民生活に影響が大きい保全上重要な森林の整備を引き続き実施します。【継続】</p> <p style="color: red;">市町村が実施する「森林経営管理制度」に基づく森林整備の着手まで時間を要することから、令和8年度までは、現在の事業スキームを継続します。ただし、市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、当事業の対象地から除外します。【見直し】</p>
<p>施策の展開方向：森林資源の循環利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林資源の循環利用に向けて、主伐後の再造林への支援を強化 ○森林資源の循環利用を一層図ることで、計画的な間伐を推進していくため、間伐材や林地残材の搬出利用の取組みを支援 ○ナラ枯れなどの被害林を伐採、搬出することで、害虫駆除と森林資源の循環利用を促進 	
事業名	内 容
<p>森林資源再生事業【継続】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する公益的機能の持続的発揮と森林資源の循環利用に不可欠な再造林に要する経費の一部を支援します。【継続】 <p>【見直しのポイント】</p> <p style="color: red;">再造林及びその後の保育に対する森林所有者の経費負担を軽減するため、再造林に対する支援を継続します。【継続】</p>
<p>森林資源循環利用促進事業【継続】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材等を、ラミナ（集成材）、合板等用材やチップ、ペレット等の木質バイオマス燃料として利用するための搬出等を支援します。【継続】 <p>【見直しのポイント】</p> <p style="color: red;">間伐材や林地残材の有効利用を促進するため、搬出支援を継続します。【継続】</p>
<p>広葉樹林健全化促進事業 【継続】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ナラ枯れ被害林を含むナラ林を伐採し、チップ等への活用に併せ、害虫の駆除とナラ林の若返りを図るため、搬出及び作業道の設置を支援します。【継続】 <p>【見直しのポイント】</p> <p style="color: red;">ナラ枯れ被害地域の再拡大を防ぐため、ナラ枯れ被害木等の搬出支援を継続します。【継続】</p>

Ⅱ みどり豊かな森林環境づくりの推進	
施策の展開方向：県民参加の森づくりの推進 ○地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動の推進 ・市町村の実情に応じた「市町村里山アクションプラン」事業の推進【継続】 ・「絆の森」企業等による交流会の開催【継続】 ○県民参加の森づくりを支える支援体制の充実 ・コロナ禍における森づくり活動への支援【継続】	
事業名	内 容
みどり豊かな森林環境づくり推進事業【継続】	・地域住民や市町村、NPO等がそれぞれの地域課題に沿って取り組む森づくり活動等を支援します。 【見直しのポイント】 市町村の実情を踏まえ創意と工夫を凝らした「市町村里山アクションプラン」の取組みを支援します。【継続】
やまがた絆の森づくり推進事業【継続】	・企業と地域の連携による森林の保全・活用と里山の活性化に向けた取組みを支援します。 【見直しのポイント】 企業等を対象にした交流会の開催により、新規企業の参入を推進するとともに、自主的に活動できる企業を増やします。【継続】
森づくりサポート体制推進事業【継続】	・地域住民や市町村、企業による森づくり活動を総合的に支援します。 【見直しのポイント】 地域住民や市町村、企業による森づくり活動を支える体制を今後も継続していきます。【継続】
施策の展開方向：自然環境保全対策の推進 ○自然生態系の保全対策を強化 ・自然環境や希少野生生物に関するモニタリングの強化【継続、拡充】 ○野生動物の管理体制等を強化 ・大型野生動物の生息状況調査や野生動物管理対策の担い手の確保・育成【継続、拡充】	
生物多様性戦略推進事業【継続、拡充】	・自然環境現況調査や希少野生生物の生息・生育状況調査を行い、生息・生育環境の保全を推進します。【継続、拡充】 【見直しのポイント】 森林生態系被害把握のための食害等のモニタリング調査を実施していきます。【一部新規】
鳥獣管理推進事業【継続、拡充】	・他県で大きな森林被害を及ぼしているツキノワグマやニホンジカを中心とした大型野生動物の生息状況調査等の実施を含めた管理体制を強化します。【継続、拡充】 【見直しのポイント】 ニホンジカの生息域拡大に応じた管理体制を強化します。【拡充】
野生鳥獣捕獲体制強化支援事業【継続】	・ニホンジカなどの野生動物による森林被害に的確に対応できるよう新たな調査方法を実施するとともに、野生動物管理対策の担い手の確保・育成を図っていきます。【継続】
大型野生鳥獣等野生復帰事業【継続】	・森林被害防止のためのわな猟による目的外で捕獲された大型鳥獣や傷病等で救護された大型鳥獣等の野生復帰に向けた総合的な治療や訓練、移送、放鳥獣等を行います。【継続】

Ⅲ 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

施策の展開方向：森林・自然環境学習の推進

- 幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進
 - ・各県民の森等の木育拠点の機能の強化【拡充】
 - ・森の案内人や木育指導者等の人材の養成を推進【拡充】

事業名	内 容
やまがた木育推進事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児からお年寄りまで幅広い年齢層に対し、森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめなおす「やまがた木育」を推進します。 ・より活用しやすい森林環境学習教材の提供や森林に関する様々な情報の収集・提供を行っていきます。 <p>【見直しのポイント】 幅広い年齢層に対応した効果的な木育を推進するため、各県民の森で木育体験イベントを開催し、地域産材を活かした木製品等や木育キットを活用することで、森や木に触れる機会の増加を図ります。【拡充】 「県民参加の森づくり」や「森林・自然環境学習」を充実させるため、森の案内人や木育指導者等の人材の養成を推進します。【拡充】</p>

施策の展開方向：みどりを育む意識の醸成

- 森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進
 - ・「植樹」活動を通じた記憶に残る取組みの推進【見直し】
- みどりを育む意識の醸成
 - ・ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発【見直し】

事業名	内 容
みどりの循環県民活動推進事業【見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽や手入れなど、森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環システムを体験できるイベントなどの開催を行っていきます。 ・地元の木を地元で活用する取組みや生活に活かせる木工品の作製、木工体験など木を使う活動を推進します。 ・SNS等の積極的活用や事業実施主体と連携した普及啓発を推進するとともに、県・市町村では各地域のやまがた緑環境税活用事業のPRを積極的に行っていきます。 <p>【見直しのポイント】 やまがた森の感謝祭を、従来の「式典型」から森林内での本格的な「植樹」を中心とした体験型に転換し、緑の少年団など参加者の記憶に残る取組みにしていきます。【見直し】 森の感謝祭などのイベント会場（2年目以降）は、森林体験活動や森林環境学習の場として活用するなど、緑の少年団等のみどりを育む意識の醸成を図ります。【見直し】 ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発を継続します。【継続】</p>

施策の展開方向：やまがた緑環境税評価・検証委員会の開催

- やまがた緑環境税の評価・検証及び県民への一層の周知【継続】

3 やまがた緑環境税活用施策の目標設定

- ・ 前回の見直し（平成 28）において策定した平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 カ年の目標については、継続するものとします。なお、前回の見直し時における 3 つの基本方向の目標設定の考え方は下記のとおりになります。

(1) 環境保全を重視した森林施策の展開

平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年において、公有林や保安林以外で荒廃のおそれのある森林約 132,000ha を対象に 11,600ha の目標面積を設定し、県民生活に影響が大きく保全上重要で緊急度の高い森林 11,639ha（見込み）の整備を行ってきたほか、平成 23 年度の検討以降、治山事業の対象とならない保安林や景観が悪化した森林などで緊急に整備が必要な森林の追加的な整備 1,455ha（見込み）を行い、合計で 13,094ha（見込み）の森林整備を実施してきました。

この間、さらに他事業で間伐などを実施した森林がある一方で、新たに整備が必要となった森林などがあり、平成 28 年時点で未だ荒廃のおそれのある森林が約 120,000ha 残されていると推定されます。

以上の状況を踏まえ、引き続きこれまで整備対象としてきた森林の整備を実施することから、現在の目標値と同じ 11,600ha の森林整備面積を目標に設定します。

(2) みどり豊かな森林環境づくりの推進

やまがた緑環境税を活用した森づくり活動など（森林・自然環境学習や森林資源の利活用などを含む）への参加者数を目標として設定し、引き続き令和 8 年度のやまがた緑環境税を活用した森づくり活動などへの参加者数の目標を 70,000 人とします。

(3) 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

やまがた緑環境税の認知度は、令和 2 年度に実施した県政アンケートでは 33.5%となっており、平成 27 年度の前回調査時の認知度 45.1%から 11.6%低下しました。

やまがた緑環境税による取組みを進める上で、緑環境税の趣旨や税収の使途など、制度全体の仕組みを県民にさらに周知し認知度を向上させる必要があることを踏まえ、引き続き県民の半数以上からやまがた緑環境税を認知していただくこととし、50%の認知度を目標とします。

令和4年度～

「やまがた緑環境税」施策体系

I 環境保全を重視した森林施策の展開

環境保全を重視した森林整備の推進

- 荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の整備
 - ・ 令和8年度までは現在の事業スキームを継続
(ただし、市町村が「森林経営管理制度」に基づく経営管理権を設定する森林は対象から除外)

森林資源の循環利用の促進

- 森林資源の循環利用に向けた主伐後の再造林の推進
- 森林資源の循環利用を一層図ることで、計画的な間伐を推進していくため、間伐材や林地残材の搬出利用の取組みを支援
- ナラ枯れ等の被害林を伐採、搬出することで、害虫駆除と森林資源の循環利用を促進

II みどり豊かな森林環境づくりの推進

県民参加の森づくりの推進

- 地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動の推進
 - ・ 「絆の森」企業等による交流会の開催
 - ・ 新型コロナウイルス禍における森づくり活動への支援
- 県民参加の森づくりを支える支援体制の充実

自然環境保全対策の推進

- 野生動植物生息・生育調査の充実や希少野生生物の生息環境保全等の推進
 - ・ ニホンジカの生息域拡大に応じた管理体制の強化
 - ・ 森林生態系被害把握のための食害等のモニタリング調査の本格実施
- 野生動物管理対策の担い手となる人材の確保・育成等の推進

III 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

森林・自然環境学習等の推進

- 幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進
 - ・ 「やまがた木育」の充実
 - ◇ 各県民の森等の木育拠点の機能を強化
 - 木育体験イベントの開催など木育機会の創出
 - ◇ 人材養成
 - 木育指導者や森の案内人等の人材の養成

みどりを育む意識の醸成

- 森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進
 - ・ やまがた森の感謝祭のリニューアル
 - ◇ 【植樹】式典型から植樹を中心とした体験型へ転換
 - ◇ 【交流】「絆の森」企業等による交流会の開催(再掲)
 - ◇ 【環境】植樹地を森林環境学習のフィールド等として活用
 - ・ 年間をとおした植樹活動の展開
- みどりを育む意識の醸成
 - ・ ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発

やまがた緑環境税の評価・検証等

- やまがた緑環境税の評価・検証及び県民への一層の周知